

---

令和3年 第11回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和3年3月8日 (月曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和3年3月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	福岡 信義
人事法制係長	……………	堀内 智史	監査委員	……………	村山真知子

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和3年第11回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、佐田会計課長から欠席届が出ておりますことを御報告いたします。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております3番、平田康雄議員、発言席からお願いします。3番、平田康雄議員。

#### 3番 平田 康雄議員 質問事項

##### 1. ごみの減量化について

##### 2. 集落内道路の拡幅・整備について

○議員（3番 平田 康雄） おはようございます。議席番号3番、平田康雄でございます。

私は、ごみの減量化の推進及び集落内道路の拡幅・整備の2件について質問します。

まず最初に、ごみの減量化推進について質問します。

昨年11月の議会報告会において、住民の方から、ごみの減量化に関する意見が出されました。生ごみ削減のため、段ボールコンポストを実践している。簡単にできるので、全町で活用したらいいのではないかと。あるいは、生ごみの堆肥化を実践している大木町を参考にしているかどうかといった意見でした。

一般にごみといっても、生ごみのほかに可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなどの区分がありますが、本町におけるごみの量や処理費の動き、あるいは経費削減のための対策などはどうなっているのか、住民意見に沿ってごみのコンポスト化や堆肥化を全町的に実践した場合、ごみの量やごみ処理に要する経費はどの程度削減できるのでしょうか。

そこでまず1つ目の質問をします。

本町におけるごみの排出量やごみ処理に要する経費はどれほどか。5年前と比較した場合はどうか。ごみの減量化や経費削減のため、どのような対策が講じられているのか。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員の御質問のごみの減量化について答弁いたします。

ごみの量や処理経費についての質問でございます。

令和元年度のごみの総量は4,122トンで、5年前の4,150トンと比較するとほぼ横ばいの状態です。

次に、ごみの収集運搬及び処理に要する経費は、5年前の2億8,800万円から2億5,400万円と3,400万円ほど減少していますが、これはサンポート建設当初の起債の償還が終了したことの影響と考えています。

次に、ごみの減量化や経費削減の対策としては、資源ゴミ袋の値下げや家庭用生ゴミ処理機設置補助金交付事業、廃プラスチックモデル回収事業等を実施するとともに、広報等を通じてごみの減量化の啓発に取り組んでいます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ごみの処理に要する経費が2億5,400万円、これはかなり大きな数字ですが、これを仮に町民1人当たりといたらどのぐらいになるのでしょうか。それと1世帯当たりどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 平田議員の質問にお答えいたします。

令和元年度における町民1人当たりのごみの処理費は約1万6,000円で、1世帯当たりでは4万4,600円となります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 1世帯で1万5,000円ぐらい、かなり大きな金額になりますね。5年前に比べごみの量は減っておらず横ばい状態ということですけども、それに対してごみの処理に要する経費は減っているということですけども、それについては先ほどサンポートへの負担金が減っているということですね。人口が増えているので、世帯も結構増えているので、本来ごみの量が大きく増えるのかなというけども、それは努力されているということだと思います。

サンポートへの負担金が減ったことからごみの、ごみ処分とカリサイクル費が減ったということですけども、このごみのリサイクルというのは、ごみを資源として再利用することですけども、具体的にはどういうことでしょうか。どういう内容でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 御質問にお答えいたします。

分別された缶や瓶、ペットボトルや食品トレーなどを、ただごみとして焼却・熔融処分するものではなく、同様の製品、様々な商品の減量として有効に再利用することです。ごみが有効にリサイクルに回されるには、分別や容器の洗浄が重要なポイントとなると考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 家庭から出されたごみを焼却処分するのではなく、資源ごみとして再利用すれば、処理の要する経費というのは確かに削減されるということですね。ちなみに、サンポートでのごみの資源化率、これは36%だそうです。この数字は資源ごみのリサイクルに加えまして、粗大ごみの再利用とか、焼却灰の建設資材というのに活用、こういったものを含めた数字だと私は思っています。これに対し、そういうものがない本町のごみの資源化率は27%と聞いておりますけれども、実際に資源ごみというのは本町ではどれくらいあるんでしょうか。この5年間で増えているんでしょうか。それとも減っているんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

資源ごみの量ということですが、大刀洗町の令和元年度における資源ごみの量は586トンで、5年前と比較しますと178トンほど減少しております。特に、紙類が大きく減少しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 資源ごみが586トンということですが、ごみ全体からすれば10%以上あるんですよ。サンポートでは机とか椅子とか家具、そういった粗大ごみの一部を修理してリサイクルに回しているということですが、こういったやつも資源ごみの数字に含まれているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

サンポートに粗大ごみとして出された机、椅子、家具などは、基本的に破碎処理された後、一部はリサイクルに回されておりますが、その他、溶融炉に投入され、溶融処理されております。まだ、補修程度で使用できる家具などについては、サンポートにあるリサイクル工房という施設に連絡していただければ、物によりませんが無料回収後、修理し、定期的開催されているリサイクル品展示会において、希望者に入札形式で払い下げております。

リサイクル工房が無料回収したものは、サンポートから報告を受けている資源ごみの重量の数字には含まれておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ごみとして出されたものを、資源ごみとしてどれだけリサイクルに回すことができるか、あるいは将来に粗大ごみとなるような家具ですね、こういったものをいか

に有効活用するかというのがポイントになると思います。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、生ごみ対策であります。先ほど申しましたが、11月の議会報告会で町民の方から、段ボールコンポストによる生ごみの処理について意見がありました。生ごみを処理するため、段ボールコンポストに取り組んでいるということで、経費や取組の内容などを細かに説明されました。経費があまりかからず、簡単に取組めるので、全町で取り組んだらいいのではないかとということでした。

生ごみというのは、水分を多く含んでいますので、処理するには多量の燃料が必要でしょうし、経費も相当かかるのではないかと思います。段ボールコンポストにより、生ごみを家庭で処理すれば、町としてもかなりの経費削減になるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、本町における生ごみの排出量と処理に要する経費はどれほどか。5年前と比較した場合はどうか。ごみの減量化のためにどのような対策がとられているか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 生ごみの量や処理経費についての質問でございます。

大刀洗町では、生ごみは可燃ごみの一部として処理しており、生ごみ単体での正確な排出量や処理に要する経費は、残念ながら把握できておりません。

減量化のための対策としましては、生ごみ処理機を購入した世帯に補助金を交付する家庭用生ごみ処理機設置補助金交付事業や、町内の小中学校に生ごみ処理機を設置し、給食残渣のリサイクルを行う等の事業を実施し、生ごみ処理量の削減に努めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 生ごみ処理機に対する補助と、小中学校における生ごみ処理機の設置ですけれども、家庭用生ごみ処理機設置事業とは家庭から出た生ごみ処理のための機械や機具、こういったものを購入するための補助事業ということだと思いますけれども、具体的にはどのような事業内容でしょうか。全体事業費や補助率はどうなっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

家庭用生ごみ処理機の補助交付金の事業のことですが、この事業は電動式生ごみ処理機やコンポストの購入者に対し補助金を交付する事業です。生ごみ処理機やコンポストを購入した場合に、購入額の40%を補助するもので上限は2万5,000円、年間の予算額は15万円となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） コンポストというのは、生ごみを処理するためのプラスチックのコンポストだと思えますけども、段ボールコンポストの場合はどうでしょうか。補助の対象になりますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 段ボールコンポストも補助の対象としております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 住民課の説明では、段ボールコンポストは使用期間がどうも3か月ぐらいということです。補助対象としては1年間に何個ぐらいまで購入できますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

段ボールコンポストについてですが、補助対象としましては現在年間に2セットとしております。ただ、議員がおっしゃいますように使用期間が3か月ということであれば、今後は少しセット数を増やすことも検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 電動式生ごみ処理機とか、コンポストを含めまして本年度、今までで本年度は何件ぐらいの要望があり、どの程度の補助金が支出されましたか。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 1月末までの実績でございますが、プラスチック製のコンポストが2件、段ボールコンポストが34件、合計36件の申請がっております。支出した補助金は2万6,000円となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 全体事業では先ほど15万円ということですから、2万6,000円であれば、支出された補助金というのは思ったよりも少ないわけですね。件数は36件ということですけども、結構あるんでしょうけども。住民からちょっと聞いた話では、段ボールコンポストというのは1セットが1,500円だそうです。現在の補助率が40%ということは、1世帯当たり600円の補助金が支出されて、手出しが900円ということになる計算ですね。

段ボールコンポストで生ごみを処理すれば、サンポートでの処理費が減るというメリットがあります。補助率をアップしたらどうでしょうか。仮に、補助率を、無料をいうわけにはいかんで



しょうから3分の2ということにすれば、1世帯当たり補助金が1,000円で個人負担が500円となりまして、容易に取り組めるようになりますけれども、どうでしょう、検討できませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 町としましても、ごみの減量化は重要な課題だと認識しておりますので、今後、調査研究のほうを進めさせていただきます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ぜひ、調査研究した上、3分の2ぐらいに減らして、町民が生ごみの処理を積極的にやっていただくように、そういったことでぜひ調査研究を深めていただきたいと思います。

1月30日に、実はボランティア連絡協議会主催で行われました「ほっこり井戸端サロン」に参加いたしましたけれども、このサロンにおいてはごみの減量化をテーマとした講演会が行われました。講演会では、ごみ処理に要する経費を削減するためにもごみの減量化が必要であると。段ボールコンポストが生ごみの減量化に有効なことなどの説明など、活発な意見交換がありました。出席者は25名ほどでしたが、ごみ問題に対する関心の高まりを感じたところであります。

先ほど、課長から段ボールコンポストの申請が34件あったということでしたけれども、ほっこり井戸端サロン終了後、多くの方が段ボールコンポストの購入を申請されておりました。本郷校区のように校区センターが窓口となって申請されているところはいいんですけども、そもそもこの段ボールコンポストが補助対象となることを知らない住民の方が多いのではないのでしょうか。もっと、住民に対する周知徹底が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 段ボールコンポストの周知についてお答えいたします。

段ボールコンポストにつきましては、町の広報紙で紹介したことはありますが、した後は要望は一旦増えたのですが、その後徐々に要望は減っていきました。まだ、周知が足りない面があるところのほうも認識しておりますので、引き続き周知のほうに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） これも住民の話ですけどね、商工会で段ボールコンポストを取り扱っているそうです。そこで、商工会と連携して事業を推進すれば、申請される方が増えるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

商工会との連携については、現在既に検討中でありまして、早ければ4月から実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 住民の意見等を聞きますと、この段ボールコンポストというのは生ごみを減らすための有効な手段だと思います。ぜひ、推進に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、大木町方式による生ごみの堆肥化についてであります。これも、実は議会報告会における住民の方の意見ですけれども、大木町では生ごみの堆肥化が実践されているが、本町も大木町を参考とし推進すべきではないかというような意見であります。

ただ、段ボールコンポストというのは容易に実践できると思いますけれども、生ごみの堆肥化ということになれば設備も大がかりになります。また、堆肥化したその生ごみ、これをどのようにして処理するかということも、そういった問題もありまして簡単ではないとは思いますが。

そこで質問ですけれども、大木町方式による生ごみの堆肥化についてどう思われるのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大木町方式による生ごみの堆肥化についての御質問でございます。

大木町では、生ごみと浄化槽の汚泥を一緒に処理することで、生ごみの堆肥化を進めていらっしゃいます。一方、大刀洗町では町内全域において下水道がほぼ完備し、浄化槽汚泥は両筑苑で処理され、液肥として近隣の農家に提供されています。このため、現状では大木町方式で生ごみの堆肥化を進めることは困難であるというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに大刀洗町と大木町では、やり方が大刀洗のほうが浄化槽が、下水道が完備しているということで、確かに難しい面があると思います。両筑苑で液肥として現に処理されているのであれば、改めて生ごみのための施設を設けるのはどうかなという気はいたしております。確かに、そういった施設を新たに造るには相当な経費が要りますし、今やっているやつをわざわざ変える必要もないのかなという気はいたしております。

そういうことで、全国的そうなんですけれども、本町ではごみの処理ですね、これに相当な経費を要しておりまして、大きな課題となっております。最近のごみの量とか処理費の動き、あるいはごみの削減のための対策などについてお尋ねしたところであります。

本町では、ごみ処理機の購入に対する補助とか、資源用ごみ袋の値下げとか、廃プラスチック

のモデル回収など、思っていた以上に様々ごみ対策のための対策が講じられているなということがよく分かりました。

ただ、町が積極的にごみの減量化のための対策を講じているにもかかわらず、依然としてごみの量が減らないというのが問題であります。先ほど言いましたように、確かに人口が増えているし、特に戸数が増えているというのが、ごみの排出に大きく影響していると思いますけども、それでも減らないと横ばい状態、相当なこういった様々な補助事業とか、対策があったからこそ横ばいになっているのかなという気はいたしています。しかしながら、やっぱりごみが減らないというのは問題であります。

ごみの量を削減するために町での対策に加えまして、やはり住民の意識改革というのが必要かなというふうに私は思っております。ごみの減量化に対する住民の考え方をいかに深めて、いかに周知徹底していくかというのが、今後の町の課題ではないかと思えます。

御紹介しましたように、議会報告会でも段ボールコンポストによるごみ削減についての意見がありましたし、ボランティア連絡協議会主催で行われた「ほっこり井戸端サロン」、このテーマも大刀洗町のごみ減量化でした。また、本郷校区ではコミュニティセンターが中心となって、段ボールコンポストの取組が進められています。このように、住民の間でも少しずつですけども、ごみ削減に対する関心が高まりつつありますので、町としても引き続きごみの減量化のための対策を進めるとともに、ごみ削減に対する、ごみ削減に向けた住民の意識啓発に努めてください。

最後になりましたが、現在、本町におけるごみの収集は三輪産業さんが行われています。ごみの収集場所においては、時々見ますとカラスが食い散らかして辺り一面に散らばった生ごみを、三輪産業さんの従業員さんがきれいに掃き集めて、きちんと収集されています。本当にありがたいことでもあります。住民の一人として心から感謝を申し上げ、1問目の質問を終わります。

2つ目の質問は、集落内道路の拡幅・整備についてであります。

これも議会報告会における住民からの意見ですけども、集落内の道路は狭くて車が離合できないので、道路を拡幅することはできないかということでした。

確かに、私の集落でも道路が狭くて車1台がやっと通行できるような箇所が少なからず見受けられます。本町で住宅を建てる時は、道路の中央から2メートルのところまで下がらなければならぬということで、将来的には道路は拡幅されるとは思いますが、現状は道路沿いに住宅が建て込んでいますので、問題が解決するのはいつになるか分からない状況であります。したがって、道路の一部を拡幅する、あるいは路線の中間点に車の離合場所を設けるなど、できるところから少しずつ整備して課題の解決に努めてはいかがでしょうか。

ちなみに今回、拡幅要望があった道路を私も確認しましたがけれども、幅員が1間から2メートルぐらいでしょうかね。軽自動車がかろうじて通行できるぐらいの町道でした。夏は草が茂っ

て、本当に通りでも軽自動車でも入りたくないような道路でした。道路の両サイドは農地で地権者の同意も取れているということですので、なぜ道路が拡幅できないのか、不思議に感じたところであります。

そこで、町長に1つ目の質問をします。集落内道路の拡幅としての町の基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の集落内道路の拡幅・整備について答弁いたします。

集落内道路拡幅の基本的な考え方についての御質問でございます。これについては、毎年10月頃に行政区から要望を提出いただき、建設課において区長ヒアリング及び現地調査を実施し、拡幅後の幅員が5メートル、最低でも建築基準法の基準であります4メートル以上の幅員が確保できること、それから交通に支障を来さない道路線形が確保できること、最後に地権者の同意が得られること、この3条件を満たすものの中から緊急性や必要性、利便性等を検討し、次年度の工事箇所を決定しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 幅員が最低でも4メートル、できれば5メートルというのが必要であるということですが、となると道路上にそういった優先度が高くなるためには、いろいろな構築物があるとなかなか難しいと。先ほど言いました同意が取れるとか、幅員があるということが必要であるということですが、現段階では路線ごとにそういった構築物というのはなかなかなくなるということは考えられませんので、路線の入り口から出口まで一本のうち、せめて半分ぐらい拡幅・整備するというふうなことだったらできるのかなというふうに考えております。全部になるとなかなか家があるから難しい面があります。

そういうことで、そしたら路線ごとに住宅がないようなところで、ある程度の長さがとれるようなところを、そういうところを拡幅・整備することはできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 集落内道路の整備についてですが、まず建設課のほうで事業を行っていますのは、町道であることがまず大前提となります。町道に認定されている道路におきまして、道路を拡幅するにあたりまして地権者の同意があることや、住宅などの構築物がないことということは、ちょっと予算の都合上大前提としております。また、道路を拡幅することによる費用対効果や予算が確保できることが、まず大前提になってくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほど、10月頃に行政区からの要望で、区長要望を基にヒアリングとか現地調査を行うということですが、区長要望というのは大体毎年どれくらいあって、どれくらいが採択されているんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 区長要望につきましてですけれども、区長要望のほうは道路の拡幅だけではございませんで、道路の維持修繕とか、舗装などの道路工事全般について要望が上がってきております。

毎年大体100件程度の要望が上がってきております。そのうち、実施に至るものにつきましては大体2割ないし3割ぐらいを、翌年度の事業として採択してっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 要望の中で二、三割程度、確かに同意が、実際にやろうとすると同意が取れないとか、先ほどの幅が4メートルに満たないとかいろいろあるんでしょうけども、町のほうで採択される二、三割ですね、この場合の優先といいますか、順番づけですね、これはどのようにして決められているんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 基本的には、区長さんから行政区要望が上がってくるときに、区のほうで優先順位をつけてもらっております。基本的には、その順番で整備をしていくところでございますけれども、先ほど町長答弁でありましたように建設課のほうで現地を確認いたしまして、再度優先づけのほうをできるところからやっていくというような優先づけをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町道については分かりました。優先づけされたものから現地調査をして決めるということですが、町道は分かりましたけど、道路の中には、町道の他に里道というのがあるんですね。この里道の場合はどうなるんですか。里道は簡易舗装のみ実施されているというふうにお聞きしていますけども、拡幅・整備することはできないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 今、平田議員がおっしゃいましたように、簡易舗装のみ、住宅への入り口が2か所以上あるなど、関係戸数が2戸以上ある場合におきまして、簡易舗装として環境整備舗装事業といいますけれども、これにおいて施工をしております。ただ、里道につきましては町道ではございませんので、町が管理している町道ではございませんので、拡幅や側溝の整備に

については実施をしていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 里道を拡幅した場合でも、舗装のみであればできるのかなと思っていましたけど、ちょっと難しいんですね。では、その一部を舗装する、でなくてこの離合場所ですね、離合場所についてはどうなるんでしょうか。集落内道路は狭くて車が離合できない場所が結構あります。道路を拡幅するにも住宅が建て込んで、なかなか拡幅できない路線があるわけでございます。

ただ、集落内でも畑などがありまして、一部であれば拡幅できる箇所がありますので、車の離合場所として整備すればかなり効果があるのかなと思います。どうでしょう、道路の中間点など住宅が建っていない場所を車の離合場所として整備することはできませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 集落内の車の離合場所の必要性については十分理解することができます。町道の一部を離合場所として拡幅・整備するための区長等、区からの要望等があれば、内容のほうを検討し条件を整えば、要件を整えば対応することができるのではないかと思いますので、まずは区長要望で上げていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町道の場合は対応していただけるということですが、それほどちょっと難しい里道ですね、里道の場合はどうでしょうか。里望もやっぱり離合場所は必要なんですね。だから、整備できんけど離合場所ぐらいはどうでしょうか。できないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 里道における離合場所の設置ですけれども、これについても必要性というのは理解できるんですが、町道ではございませんので町の事業として今のところ対応ができていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町道であれば道路の拡幅、離合場所の設置も検討できるけども、里道の場合は離合場所の設置であってもなかなか難しいということですね。分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

2つ目は、住宅の建築に伴い発生した道路沿いの土地について質問いたします。

これも、実は住民からの要望です。住宅の建築などに伴って道路用地として提供された土地が

集落内に放置されており、草が茂っているので整備してもらいたいという内容です。本町では、平成13年5月に都市計画を定め、計画に基づき都市の円滑な発展を資することとされました。計画の策定以降、住民が住宅を建築する場合は、建築基準法第42条に基づいて4メートル道路に隣接した土地でなければ、住宅を建築することができなくなりました。

したがって、道路の幅員が4メートルに満たないときは、道路の中心部から2メートルのところまで下がらなければ住宅建築ができないので、どうしても道路沿いにわずかばかりの土地が発生するわけであります。このような土地は、以前は全て町が整備されていたというふうにお聞きしていますが、現在は対応されなくなったと、住民の方がおっしゃっていました。当然、このような土地は管理されないの、草が茂って問題になっているようです。

そこで、町長に質問ですが、住宅の建築に伴い発生した道路沿いの土地というのは、町内に何か所ぐらいあるのでしょうか。これを、町の事業で整備できませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 住宅建築などに伴い提供された道路沿いの土地の整備についての御質問でございます。

セットバックに関する申請は、平成13年度から令和元年度までで190件あり、そのうち寄附などにより町に帰属されたものが113件、自己管理となっているものが77件ございます。このうち、町に帰属された土地につきましては、町内一円の舗装・補修工事にあわせて随時整備しておりますけれども、自己管理の土地につきましては個人所有の土地となりますので、町で整備は行っていないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 住宅の建築に伴って道路用地として提供された土地が、集落内に放置されて草が茂っている。それは、つまり町有地として町に提供されず、町有地として町に提供された場合はきちんと舗装しているけれども、自己管理されている土地が77件残っているということですね。

それでは、そういう土地の分筆とか登記というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 自己管理されている土地につきましては、あくまでも個人さんの土地ということになりますので、町で分筆されているかどうかということは、ちょっと把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、仮に町道が整備されるというときにあわせて、そういう

ときに整備される場合、そういうときはどうされるんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 地権者の同意が取れば、町のほうで測量分筆して、町道として整備をしていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） あくまでも本人の同意が取れないとできないということですね。それでは、町道沿いの土地について考えは分かりました。ここで、問題は里道でございます。里道沿いの土地はどうなるんでしょうか。里道というのは、町の事業で拡幅・整備することはできないと、町の事業で整備することはできないということですが、住宅の建築に伴って発生した土地、これも駄目なんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 里道沿いの住宅の建築に伴いましてセットバックされた里道沿いの土地の件ですけれども、ここにつきましてはあくまでも個人所有の土地となっておりまして、今のところ町で整備するというような予定はございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、地権者が町に無償で土地を提供した場合、これはどうでしょうかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 土地のほうを町に無償で提供されるということですが、里道の一部だけが町の名義となっていくというのも、ちょっと好ましくないというふうに考えておまして、現在のところセットバックされた里道沿いの土地につきましては寄附を受けていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） なかなかその辺りが、里道と町道の区分とかその辺りが町民の方に理解されていないので、毎日毎日通っている道路に草がいっぱい茂って、夏場なんか特に茂って何とかならんかいというふうな、そういった意見になるのかなというふうに思います。なかなかそういったことは町民が理解していただくといいんでしょうけども。

集落内の道路が狭くて、火事とか急病人などの緊急な事態が生じた場合、消防車とか救急車が通行できないといった問題があります。これは町として早急に解決すべき課題であると思いまし



て、質問いたしました。

先ほども申しましたが、本町は町全体が都市計画区域に指定されているため、4メートルの道路に設置していなければ家を建てることができません。したがって、将来的にはこの問題は解決すると思えますけれども、現状ではいつになるか全く見通しが立たない状況にあります。

集落内には家が建て込んでおりまして、道路を拡幅しようにもなかなか対応できないわけですが、路線の全部を一度に拡幅しなくても部分的であれば対応できるということですから、できるところから順次拡幅・整備をしていけばいいんじゃないでしょうか。どうしても無理な場所は、路線の中間点に離合場所を設けて、課題の解決を図る方法もありますので、町の早急に解決すべき課題の一つとして、ぜひ取り組んでいただくよう希望いたします、質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。野瀬議員、どうぞ。

#### 4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 防災（洪水ハザードマップ）について
2. 地方創生事業について

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。議長の発言許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。

緊急事態宣言は解除されたものの、いまだに続く新型コロナウイルス感染症予防対策及び、これから課題となりますワクチン接種に向けての取組など、日々御苦労されていると思えますが、一日でも早い終息を願うものでございます。

私は、今回の議会で2問質問をさせていただきます。

まず、1問目でございますが、防災（洪水ハザードマップ）についてでございます。

見られてお持ちだと思いますけど、このこれですね、それとこれ、従前のハザードマップです。近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水し、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も数多く増えているような状況にあります。

私どもの大刀洗町においても、平成29年の北部九州豪雨以降、4年連続で浸水被害が発生をしております。洪水時の被害を最小限にするためには、河川改修などハード面の着実な整備推進とともに、平常時より水害リスクを認識した上で、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っておくことが非常に重要だというふうに考えます。そのためには、ハザードマップに洪水法等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した「洪水ハザードマップ」の作成が非常に重要だというふうに考えます。そこで、令和2年9月に大刀洗町洪水ハザードマップが更新・作成され、ホームページに公表され、

各世帯にも配布されております。

そこでお尋ねしますが、新たに作成に至った背景と目的は何なのか、また従前のハザードマップとの相違点は何かについてお伺いをします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の防災（洪水ハザードマップ）について、答弁をいたします。

令和2年9月公表の大刀洗町洪水ハザードマップについての御質問でございます。

まず、作成（更新）の背景についてですが、平成27年に水防法が改正され、対象降雨が河川整備の目標とする降雨から、想定し得る最大規模の降雨に変更され、町内における主要河川の浸水想定区域が変更されたことに伴い、新たにハザードマップを作成し、全戸配布を行ったところでございます。目的は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保であり、洪水時に住民の皆様の避難に役立て人的被害を防ぐことを目的としております。

次に、従前のハザードマップとの相違点についてですが、先ほども申し上げましたとおり、対象降雨が想定し得る最大規模の降雨に変更されるとともに、筑後川に加え、小石原川、佐田川、大刀洗川の浸水想定区域も考慮したハザードマップとなっているほか、防災の備えに関する情報も追加掲載したところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今、目的等が答弁ございました。確かに見てみますと、防災の備えに関する情報に避難所でのウイルス感染症対策等が追記されたりしております。新しくなっているということでございます。

そこで、今答弁の中にありました対象降雨が変更されたということでございますけれども、もう少し何か具体的な数値等があればお願いしたいと思います。例えば、降雨量がどうだとかいう話ですね。

それと、従前のハザードマップもホームページにまだ掲載をされています。作成年月日とか、その前提となっているものとか全く書かれておりませんので、もう少し丁寧にホームページにやっぱ載せるべきだと、私は思います。

そこで、その2点について、取り扱いはどうかという2点について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） まず、想定される対象降雨の変更でございますけれども、河川整備の目標とする降雨につきましては、これは昭和28年の西日本水害の雨を参考とされておまして、筑後川河川整備計画からになりますけれども、48時間雨量が521ミリでございます。

今回、改正されました想定し得る最大規模の降雨につきましてですけれども、これにつきましては筑後川河川事務所のホームページ、ちょっと参考にさせてもらったんですが、筑後川の降雨ということで浸水想定区域図の説明から48時間雨量で810ミリとなっておるところでございます。

従前のハザードマップの取り扱いについてでございますけれども、建設課のほうで作成した洪水ハザードマップにつきましては更新をして今年の令和2年度の洪水ハザードマップになっていると思います。重ねて載っておりますのが、総務課のほうで作成しました平成、多分26年だったと思いますけれども、その防災ハザードマップのほうにホームページに掲載されていると思います。ですので、その防災ハザードマップと今洪水ハザードマップ、2つがホームページに掲載されている状況になっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） まずは、先ほど降水量の話がございました。福岡県の年間の降水量、これは2,412ミリなんです。年間降る雨の量の平均がですね。今、答弁がございました想定最大降雨量というのが811ミリでございますので、たった2日間で1年分の雨が降ることですから、相当な雨が降ることが想定されているということ、まず認識しなければならないのかなというふうに思えます。

それと、ちょっと私も従前のハザードマップ、総務課のほうで防災ハザードマップとして作られたということでございますので、それはそれとして生きているというふうに考えます。ただ、紛らわしいのは防災ハザードマップ、色分けしてございます。同じ地図にですね。それは、単なる標高で色分けしてあるんですよ。例えば、標高10メートル未満が紫色で、それから10メートルから12メートルとか、2メートルごとに段階的に色分けしています。ただ、単にその地域の地盤高さを色分けしているということで、今回のハザードマップは浸水の深さを色分けしてございます。

どちらかといえば、洪水からすれば深さを示していただいたほうが良いと思いますし、従前のハザードマップも今の答弁では生きているんだということでございますので、大体記載内容は同じようなことが書いてあるんですよ。だから、あまり紛らわしいものじゃなくて、どれかにきちっと統一されたほうが良いのかなという、そうでなければ従前の使い方をもう少し明確にしたいというふうに思えます。

それでは、次に移ります。

次に、作成されたハザードマップには、新たに早期立ち退き避難が必要な区域が赤い色で線ついでいますか、斜線とか区域が示されております。この区域は堤防が決壊した際に、家屋を倒壊

させるような激しい流れの発生や、水深深さが5メートル以上となる恐れのある区域というふうにされております。そこでお尋ねしますが、この区域を定めたのはいわゆる町なのか、具体的な区域設定にあたっての要件とか基準は何なのかということをお伺いします。

そして、もう一つは区域内で対象となる戸数、行政区ごとぐらい分かればいいんですが、そういうのがちゃんとできているのかどうか。それと区域内の立ち退き避難については、別途具体的な避難方法等について、地域と協議し事前に定めておく必要があると考えますが、所信をお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 早期の立ち退き避難が必要な区域についての御質問でございます。

区域の設定にあたりましては、国や県により公表されております浸水想定区域図の家屋倒壊等氾濫想定区域を参照し、ハザードマップに明示しているところでございます。この際、浸水想定区域図では、想定し得る最大規模の降雨と堤防の決壊を想定した氾濫で、家屋倒壊等の影響範囲が設定されていますが、建物の強度や氾濫した水の勢いなど、詳細な数値は町では把握できていないところでございます。

次に、避難方法を事前に地域と協議し定めておく必要があるのではとのお尋ねでございます。

毎年、出水期前に小石原川左岸の7行政区の区長の皆様と、防災に関する協議を実施しております。その際、国や県の河川改修工事の進捗状況や、大雨災害時の情報伝達や避難等の説明を行うとともに、区長の皆様から質問や要望を受け、出水期に向けた対応を確認しているところであり、地域の自主防災組織で避難訓練等を行う場合には、防災専門官を派遣し、訓練や話し合いを支援してまいります。なお、区域内の対象戸数につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、私のほうから区域内の退所戸数について答弁させていただきます。

なお、区域内の対象戸数につきましては、区域内の建物を数えたものでございまして、住戸の判断が困難でございました。建物の数ということで報告させていただきます。概数でございますけれども、富多区で6戸、菅野区15戸、高食区4戸、床島区107戸、鳥飼区52戸、西原区130戸、守部区39戸、東本郷区1戸、高樋区1戸、鶴木区が20戸、下高橋区24戸、山隈区10戸、北山隈区15戸程度になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） またちょっと後で、今の答弁の内容とあわせて再質問をさせていただきます。

次に、そのハザードマップを十分生かすには、いわゆる公表・配布ということだけではなくて、今、町長も答弁なさいましたけど、様々な機会を通じて継続的に周知を行い、個々人の避難や防災意識の向上を図っていくことが重要となります。これは、先ほどの目的の中の一番大事な部分だというふうに思います。したがって、住民への説明やその効果的な活用方法についてどういうふうに考えておられるのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） ハザードマップの住民の皆様への説明や活用方法についての御質問でございます。

先ほど申し上げましたとおり、小石原川左岸の7行政区の区長の皆様との防災に関する協議に活用するとともに、町や地域で実施する防災教育の資料として使っていただきたいと考えております。この際、浸水想定区域内にお住まいの皆様には、洪水への関心を高めていただき、避難の必要性を理解いただくとともに、それ以外の皆様にも洪水が大きな影響を及ぼすことを理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） よくそういうホームページに掲載しているとか、各戸に配布しているとか、いろんな機会を通じて理解していただきたいという答弁が、以前、黒木議員とか東議員が質問されても同じような答弁がされております。

だけど、それはなかなかまだ今、住民の方々の理解が得られていないということは認識されている上での答弁だと思うんですね。だから、どうすればじゃあ理解されるのかというのを、もう少しきちっと考えていただきたいというのと、梅雨時期に行政区長さんたち、左岸側ですか、小石原川の左岸側の区長さんそこへ集まって説明がありますけど、なかなか突っ込んだ話ではなくて、私の印象では一方通行的な説明だったんですね。

それを受けた区長さんたちに話を聞いてみますと、例えば避難、警戒レベル幾つかと、避難所開設しましたという連絡はあるけど、その後の行動が非常にやっぱりどうするのかというのがまちまちだということみたいなんですよ。この新しくできた防災マップを見ても、こういう区域が設定されていますよといって、えって言われるんですね。これは誰が決めたとねという話と、そういういろんな問題を区長さんに住民の方々に説明してくれといっても、私は無理だと思うんですね。それならばもう少し、町のほうからのアプローチがあっていいのかなと思います。

かなり、専門的に説明されても分からないから、例えば先ほど課長が答弁されたように28年よりもひどい雨になる場合とか、あるいは去年ですか、西原等が非常に冠水しましたが、そういうのに近いものになるよとか、そういうことで説明をやっぱりしていただきたいと思います。それによって、ほとんど見ても5メートルぐらい浸水するんですよ。これを見ればですね。2階

にも逃げられんということで、先ほど戸数をおっしゃいました。確かに床島ですか、100何戸っておっしゃいました。全体で56世帯ぐらいしかないものですから、1世帯2戸ぐらいの、倉庫まで入っているんだろうと思います。

そういう区域に入っている方々が全部避難してきて、果たして収容できるのかというような問題もあると思うんですよ。そういうこともきちっとやっぱり検討していただきたいと思うんですね。だから、そういうせっかく作られたハザードマップを生かすには、やっぱり避難するにも段階があると思いますので、そこら辺をもう少し詰めて地元のほうにも説明していただきたいし、本来もう少し欲を言えば、作成するときに地元を巻き込んでもらいたかったということがもう一番です。

目的がそういう目的ですから、作成時点でなぜ住民を入れてやらなかったのかというのが、非常に残念でなりません。いろんな計画を作るとき、パブコメとかしてあります。それよりもっと命の問題ですから、なぜ住民をきちっと巻き込んでこうなるよということをしなかったのかなということ、強く指摘しておきたいというふうに思います。

次に、水防法が平成29年に改正をされております。その中で、要配慮者に関わる避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化されていますが、本町においての対応状況及び地域防災計画の改訂はどうなっているのかをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 水防法改正に伴う対応と、地域防災計画の改訂についての御質問でございます。

平成29年の水防法改正では、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し避難確保計画を作成し、市町村への報告と避難訓練の実施が義務づけられたところでございます。このため、来年度、防災会議に図り、地域防災計画を改訂するとともに浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の社会福祉施設、医療施設、保育園、学校などの対象施設に対し、説明会を開催し避難確保計画の作成と避難訓練実施の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） まさにおっしゃるとおりです。29年に改正されていますので、施設がどういう施設が対象になるのかというのはやっぱり列記すべきだと思うんですよね。でないと、何か所かそういうところがあって、もう既に訓練とかされている施設もあろうかと思うんですが、やはり地域防災計画の中にやっぱりきちっと列記していただいて、そういう計画書の提出を求めて実施をしていただくということが、やっぱり大事なことになってきますので、早急に対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、これちょっとお答えできるかどうか分かりませんが、地域防災計画の第2編の第

1章18節に避難行動支援者の安全確保についてというのが、平成28年の3月30日に改訂されています。かなり詳しく改訂をされております。平成28年ですから、平成29年の水防法改正でまたさらに改正する必要はなかったのかなというのがあります。これ、ちょっと唐突な質問で申し訳ないんですが、お答えできればお願いしたいんですが、なければきちっと後で検討していただきたいというふうに思います。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） ちょっと確認ですけども、地域防災計画の何ページの欄を御指摘されているのか、ちょっと教えていただきたいと思っておりますけど。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬議員、どうぞ。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとページ数まで、持ってきていませんから申し訳ない。第2編第1章18節。

○総務課長（重松 俊一） 分かりました。

○議長（安丸眞一郎） 課長、どうぞ。

○総務課長（重松 俊一） これは、地域防災計画の62、63ですけども、一度平成25年に災害対策基本法の改正に伴いまして、避難行動要支援者の安全確保ということで一部改正はしておりますけど、その後の、おっしゃるように平成28年以降の改正は行っておりませんので、ここも含めて水防法の改正も含めて、令和3年度に改正をまとめた案を地域防災会議、大刀洗町防災会議において開催し、改正をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今、平成27年か6年かっておっしゃいましたが、私がいただいているのは、平成28年3月30日の改訂というふうに書いてございますので、その後、水防法なんかは改正されているから、ちょっと検討していただきたいと思っております。お願いしておきます。

次に、大雨が降ると側溝や排水路だけでは降った雨も流しきれなくなることや、また支流河川と本流河川が合流するところでは、本流河川の水位が上昇すると本流河川から支流河川へ逆流することにより、内水の水はけが悪化し、建物や土地、道路が水につかってしまうことを、通常内水氾濫というようなことで言うております。この内水氾濫による浸水は河川の堤防決壊や、河川からあふれた水による浸水よりも発生頻度が高く、住民生活あるいは社会経済活動に大きな影響を及ぼしているというふうに一般的に言われております。

昨年の浸水被害でも分かりますが、本町における近年の浸水箇所のほとんどは、この内水氾濫に起因するものだというふうに私は考えております。平常時から住民と行政間で内水による浸水に関する情報を共有する、いわゆる内水ハザードマップの作成が防災意識を向上を図る上から最

も効果的で実用的だというふうに考えますが、所信をお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 内水ハザードマップの作成と防災意識の向上についての御質問でございます。

昨年9月に配布いたしました洪水ハザードマップは、国県が作成した筑後川、大刀洗川、小石原川、佐田川の堤防決壊や越水を想定したのですが、浸水想定区域は雨量や地形の凹凸、標高等を基に作成されたものでございまして、内水氾濫時においても活用できるものと考えています。

また、大雨洪水時に住民の皆様へ避難いただくには、日頃からの防災意識の向上が大切です。このため、防災専門官を派遣するなどして、地域の自主防災組織などと連携したワークショップを開催するなど、防災意識の向上に努めてまいります。

なお、今後、福岡県が陣屋川や二又川といった小河川を対象とした洪水浸水想定区域図を整備を進める予定と聞いておりますので、陣屋川や二又川の洪水ハザードマップが完成した際には、該当する地域の皆様へ周知を図ってまいります。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私も内水ハザードマップを作れとは言っていないんですけど、作る過程がやっぱり地元を巻き込んでいろいろ話すでしょうから、それが大事なことだということで、今陣屋川、二又川が県が作るというふうにありますので、そういうのが一つのインセンティブになって、地域の方々に知っていただければ非常に助かるというふうに思います。1問目を終わります。

次に、2問目でございます。地域創生事業についてでございます。

内閣府の地方創生サイトを見てみますと、まち、ひと、しごと創生の基本と方針として人口の急減、あるいは超高齢化という、我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取組、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を想像することを目指すというふうにされております。

そこで、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し活力ある日本社会を維持するため、1つ目に稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする。2つ目に、地方とつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる。3つ目に、結婚、出産、子育ての希望をかなえる。そして、人が集う安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるという、4つの基本目標と多様な人材の活躍を推進する、新しい時代の流れを力にするという2つの横断的な目標に向けた政策を進めていくということが掲載をされております。

本町、いわゆる大刀洗町においては、平成27年の第1期に続いて、令和2年3月に「第2期大刀洗よかまち創生プロジェクト」が策定されています。第1期プロジェクトの主な成果と、第



2期プロジェクトの目指す将来像及び基本目標は何なのかということをお伺いします。成果はちょっと入ってなかったから、抜けても結構です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の地方創生事業について、答弁をいたします。

第2期よかまち創生プロジェクトの将来像及び基本的な目標についての質問でございます。

まず、将来像につきましては、第1期と同様、大刀洗町が将来にわたってよかまちであり続けるため、活力ある地域コミュニティの維持を目指すべき姿としております。具体的には、2040年においても各小学校120人以上を維持するために必要な出生率と人口動態を推計し、それを実現するため移住定住、出会い・出産・子育て、仕事・産業、暮らしやすさ、魅力の発信の5つの基本目標と、目標の達成度合いを検証できるよう、客観的な指標、KPIを定めております。この際、5つの基本目標は、基本的に第1期と同じ目標としていますが、計画の進捗等に伴い、KPIの一部を変更いたしております。

まず、1点目の移住定住では「行ってみたい、住んでみたい、大刀洗町への人の流れをつくる」を目標に、社会増減数ゼロ人以上を目指しています。2点目の「出会い・出産・子育て」では、「子供も親も共に輝けるよう、みんなで応援する」を目標に、目指すべき出生率を第1期の1.6から1.64へ変更するとともに、年少人口の割合を14.1%以上のKPIを追加しております。3点目の「仕事・産業」では、「仕事に誇りや、やりがいを感じられるよう応援する」を目標に、目指すべき町内事業者の従業員数を第1期の4,300人から4,835人以上へ変更いたしております。4点目の「暮らしやすさ」では、「いつまでも暮らしたい、みんなが自慢したくなるまちをつくる」を目標に将来も大刀洗に住み続けたいと思う割合を、80%以上を目指しています。最後に、「魅力の発信」では、「大刀洗町の魅力をみんなで共有し、発信する」を目標に、目指すべき大刀洗応援大使の人数を第1期の200人から1,000人以上へ変更するとともに、引き続き大刀洗公式SNSのフォロー等の件数を5,000件以上を目指しております。

1期目の成果につきましては、ちょっと準備しておりませんでしたので、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

1期目の主な成果というところでございます。まず、大きな目標として人口増というところがございます。こちら目標数値1万4,981、14,981名が目標数値でございました。これに対して1万5,274名ということで、大幅に増加をしているということが成果かと思われ

転出入に関しまして、目標700名というところに対し、どちらも増加、転出の減少ということで、転入の増へ転換できているということでございます。さらに、出生率、先ほども申し上げましたように、1.62目標というところに対し1.89と大きく上回っているというところでございます。一方、及ばなかった事項もございまして、そちらのほうは「住み続けたいと思われる人口数」ということを目標に挙げてございました。目標80%に対し、現在75.4%ということで若干及んでいないというところでございます。

なお、さらに新規就農者の増加、ニューファーマー事業でございましたり、企業者支援、創業支援事業等につきまして、目標に及んでございませぬところもありますので、これらについてはこの地方創生の事業のみならず、ほかの事業等でも引き続き支援をしていくというところで、確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません。通告の内容をオーバーしてちょっとお聞きしました。今、詳しく数値を上げて成果を示していただきました。しかも、この計画のおもしろいといったら怒られますけど、大事なところというのはやっぱきちっとした数値目標を掲げているというのは非常に、しかもこの数値目標が見てみますとそんなに過大ではないんですね。頑張れば達成できるぐらいの、手の届く範囲の目標かなというふうに、私自身は思っていますので、第5次の大刀洗町の基本計画を補完する、もう少し具体的な計画になっておりますし、いろんな事業のメニューが示されております。だから、こういうものをやはりきちっと位置づけていただいて、実施をしていくということが大事なのかなというそういう観点でちょっとお聞きをいたしました。

そして、次に移りますけど、プロジェクトに基づく各事業の取組において、地方創生推進交付金というものがございしますが、活用されていると思いますが、交付対象となる事業と補助率がどういうふうになっているのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地方創生推進交付金の交付対象事業と補助率についての御質問でございます。

まず、交付対象事業は地方版総合戦略、大刀洗町の場合はよかまち創生プロジェクトに基づく地方公共団体の自主的、主体的な事業のうち、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要件を満たすものとされております。これまでに、久留米広域圏4市2町と連携し、地域間連携による稼ぐ力、新たな人の流れ創出プロジェクトとして、枝豆収穫祭や国内外PR、さくら市場、それから大堰駅のペイントやバスラッピングなどの九産大との連携事業、また福岡県等と連携した福岡健康づくり県民運動として健康ポイント事業等に取り組んできたところでございます。

次に、補助率につきましては、交付対象事業費の50%が国庫補助金で交付され、町負担分のうち残りの50%が普通交付税で、50%が特別交付税で措置されるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） いろいろ事業の内容についても御説明がありました。例えば、今年度やりました巡回バスなんかもメニューとして上がっているんですね。来年度というか、3年度にもまた取り組まれるのかなと思うんですが、そういう地域交通みたいなものとか対象にならないのかなというふうに考えるんですが、そこ辺なんか見解があったらお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

2期目の主要事業として、公共交通等についてはどうかという御質問かと思えます。2期目の事業に実は公共交通のほう追加をいたしておるところでございます。1期目ときは国のほうの見解でも、公共交通のほうは項目にございませんで、最近になりまして国のほうが見解を出まして、そちらのほうに公共交通のほうも対象事業とするということが明記されたということでございまして、今回の2期目の事業のほうに追加をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） こういういい計画を作られていますので、できるだけ補助を適用できるように頑張っていたきたいなということで、私どもも何かできれば応援していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

この問題の質問の最後になりますけど、地域おこし協力隊についてお尋ねをいたします。

地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移したものを地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱、隊員は一定期間地域に所住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組となっております。そこで、お尋ねですが、本町におけるこれまでの隊員数と主な活動内容、及び任期終了した隊員の定住状況はどうなっているのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域おこし協力隊についての御質問でございます。

これまでに10名の地域おこし協力隊員を任用し、任期終了した隊員のうち2名が大刀洗町に定住をいたしております。これまでの主な活動内容につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

これまで大刀洗町は、現在2名登用しておりますが、現在の2名を含む全部で4期ですね、4期の協力隊のほうを受け入れをしております。10名のうち2名が自己都合、途中退職しておりますので、任期を満了したものは6名となっております。現在2名が進行中ということでございます。1期目が平成23年の4月に任命しております2名につきましては、主に情報発信と対話の場づくり、そしてデザイン、イラスト、写真等のそういう技術を持つ方を2名登用しております、それを生かした情報発信と地域活性化を行っております。

2期目に入りまして、平成25年に登用しております2名につきましては、校区センターの自主運営が始まりました、しばらくたってからの頃でございました。そこで、校区センターをはじめとする公共空間活動活性化、町の施設ですね、校区センターであったり、ドリームセンターであったり、中央公民館であったり、そういった公共施設、公共空間をもっと町の方々に利用していただきたいという目的で任務をされました。

3期目でございます。3期目は2名登用しておりますが、1名が町内経済の活性化ということで特産品のPRの調査研究、さくら市場等の業務に特化しております、もう1名は移住定住の促進ということで、町の魅力を発信ということに業務をしていただいております。

4期目でございます。4期目、今令和2年度1月からと8月からで2名登用しておりますが、こちらはフリーミッション型とあって、私はこんなことができますという企画を立てて出させていただいて、その企画を町のほうで審査をいたしまして2名登用しております。1名は、グランドデザインを活用した地域活性化、イベント企画であったり、コミュニティデザインであったりというところで現在活動してもらっております。

もう1名が野菜ソムリエの資格を持っておりますので、特産品を主に野菜等を活用した地域PRとカフェ的集いの場構築ということで、ドリームカフェを中心としましたカフェの集いの場等の調査研究等をしていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 実質10名をということで、2名が定住されておりますということでございます。これ、総務省だと思うんですけど、統計を見ても大体6割から7割の方が、同じ地域に協力隊として行って定住されているんですよね。それから見れば、かなり低いのかなという意識があります。

それとちょっと、今の人数の中に女性がどのくらいおられたのかというのが分かれば、女性隊員がどのくらいおられたのかなということが分かれば教えていただきたいのと、定住されている方の2名の中に女性がおられるのかということも、合わせてちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

協力隊員の定住というところの御質問だと思います。今、野瀬議員が言われましたように協力隊の定住というのは、おっしゃられるとおりに大体5割から7割というところでございますが、退任直後が5割から7割でございます、その後ずっと定住しているかというところとちょっと数値は下がる場所ではございます。いずれにしても、大刀洗町は2名ということで非常に低い、定住率としては低いのかなというふうに考えております。

今、大刀洗町の2名に関しまして、まず10名に関しましての女性の割合は4名です。うち2名が定住、大刀洗町に定住しておりますが、2名とも女性となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 定住する要件としては、非常にいろいろ難しい要件があると思います。

例えば、この前ちょっと農業新聞というのを見ても、やはり農業従事者とかあるいはそういうものに関するところで起業をする、いわゆる起こすですね、業を起こす、そういうことに対して、やっぱり地域のサポートがすごいんですよ。例えば、自分が定住しますといっても、なかなか資金的にもあるいは仕事のほうもよくいかどうか分からないんですけど、そういうやっぱりサポート体制が非常に重要だなということを感じました。

ですから、次期応募をされるかどうか分かりませんが、ある程度こういう、大刀洗においてこういうことを起業していただきたいとか、それが職業としてつながるとか、そういう支援体制をやっぱりつくってあげる必要があるのかなというふうに思います。

私は、こういう大刀洗が過疎しているわけでもなんでもなしに、人口が増えているというふうにおっしゃっていますので、なかなかある面定住しにくいのかなという感じがしますが、せっかく何かの特化してそういうものを目標を持って募集をして、みんなでやっぱり支援体制を整えてあげて、起業したり、従事したりできるような体制を、今後つくっていただきたいというふうなことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で10時50分までしばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時32分

.....

再開 午前10時50分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、再開いたします。

次に、5番、黒木徳勝議員、発言席からお願いします。黒木徳勝議員。

**5番 黒木 徳勝議員 質問事項**

**1. 新型コロナウイルス感染症について**

○議員（5番 黒木 徳勝） 5番の黒木徳勝です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

回答は小項目ごとにお願ひしたいと思ひます。それでは、まず一般的なことについて町長に回答をしていただきまして、そしてその後学校関係のことについて教育長にお尋ねしたいと思ひます。

まず、一般的なことについて、新型コロナウイルス感染症について、九州で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから2月20日で1年を経過しました。学校においては、国は令和2年2月27日に一斉に臨時休校の要請があり、3月2日から春休み、4月5日までの35日間休校しました。日本全国小中学校、高等学校、特別支援学校を臨時休校とする発表をしました。学校関係者はもちろん、私たちの町民のほうも不安や戸惑いでいっぱいでした。

町内の校区においては、区の総会また各協議会の会議等においても書面議決、また旅行及び集会は中止となり、学校においても卒業式、入学式においても保護者は1名のみと感染拡大を防ぐために努力されました。学校においては一人も生徒がかからなかったことについて、先生はまた関係者等の皆様についても、本当に敬意を表します。

そして、予算については令和2年度の一般会計予算については、コロナ対策についての予算は当初の予算については計上されませんでした。2月5日の臨時議会において補正予算（第1号）において3,000万円の追加補正、内訳は商工業振興費として休業要請協力金300万円、中小企業緊急支援金2,700万円を計上されました。

補正予算（第2号）においては、17億7,211万5,000円の追加補正を計上されましたが、内訳は新型コロナ対策の物品またマスク等の購入、また一人当たり10万円の特別定額給付金が支給されました。予算は15億8,000万円計上されました。また、商工費においても半額割引券交付金が8,000万円計上され、1人当たり5,000円の助成がなされました。また、子育て世帯への臨時特別給付金については、令和2年3月末まで中学生だった児童に1万円が支給されました。また、中小企業等に対しても協力金や支援金が支給されます。

6月9日の第3号の補正においては4,045万9,000円の追加補正が計上され、新型コロナウイルス対策として商工費1,003万3,000円の予算が計上されました。

8月3日の第4号の補正につきましては、3億61万7,000円の追加補正が計上されましたが、修正動議により1億7,032万3,000円の補正となり、新型コロナウイルス感染症対

策は地方創生の臨時交付金として1億9,277万2,000円の歳入がありました。支出については、民生費、衛生費、商工費等の支出が計上されております。

令和2年9月4日に、第5号の補正においては3億8,240万円等の追加予算が計上されました。これも9月18日に修正動議により2億2,442万円に改められました。コロナ対策といたしましては、民生費においては保育園や学童保育所や新生児臨時特別定額給付金等に予算が計上されました。

10月2日の専決一般会計補正予算（第6号）においては、7,000万円の追加予算計上は町道の菅野橋の復旧工事で計上されました。

12月8日の一般会計（第7号）の補正予算においては、12億1,317万8,000円の追加予算計上でした。これは、コロナ対策事業として、臨時交付金として1億57万1,000円が交付され、備品購入等に計上されました。

また、12月16日の一般会計補正予算（第8号）においては841万3,000円の追加補正となり、人件費の追加でした。これは、東京都の1人の人件費でした。

令和3年1月29日の専決の一般会計補正予算（第9号）においては879万円の追加補正が計上され、専決処分理由は予防接種事業開始に伴う接種体制の確保を行うための専決でした。そして、今日に至って3月3日の第10号の補正予算については、3,744万円の追加補正が計上されたところであります。

そういう中において、新型コロナウイルス感染対応創生臨時交付金として、1億362万円の歳入が計上されております。支出については、民生費、衛生費、商工会の分野に予算が計上されていますが、災害対策費として防災設備倉庫新設工事費が計上されています。学校関係も感染症の備品が計上されております。

以上を、1年間を経過といたしまして、1年間の事業といたしまして、新型ウイルス感染症の対策事業として、総額等の詳細についての経過を説明をお願いしたいと思います。説明をお願いいたします。説明してください。

○議長（安丸眞一郎） （1）の経過についてということですか。

○議員（5番 黒木 徳勝） はい。経過について説明をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、黒木議員御質問の新型コロナウイルス感染症について、答弁をいたします。

町内の感染状況と今後の町の対応についての御質問でございます。

まず、お尋ねの経過ですけれども、大刀洗町では7月23日に町内で初めて新型コロナウイルス陽性者が確認され、7月に6名、8月に2名、12月に7名、1月に12名、2月に1名と

2月末現在、これまでに28名の陽性者が確認されております。

お尋ねの新型コロナウイルス感染症に関する町の対応の経過につきましては、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。それでは、総務課のこれまでの対応の経過について御説明いたします。

まず、昨年令和2年4月に緊急事態宣言が発令されましたので、町としては役場庁舎や出先機関に感染防止のために、ビニール等でエチケットカーテンを設置をしております。また、国県から分散勤務の通達がありましたので、通常業務の停滞がない範囲で会議室や在宅勤務、休日出勤等の時差出勤体制を実施をしております。実施時期としましては、令和2年4月16日から令和2年5月29日までの期間と、令和3年になりましては令和3年1月18日から2月28日まで分散勤務等の実施をしております。

新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金事業では、各課へ該当事業を計上し、予算査定を行い、一般会計予算にて計上し交付事業を進めております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施状況ですけれども、資料としては先日議員さんにお渡しした資料ございまして、まず交付金の内容としましては、第1次として令和2年5月に交付限度額として9,190万の交付金が通達がっております。第2次としましては、令和2年9月に2億1,805万8,000円を計上しています。第3次としましては、令和3年3月1億381万5,000円の提出をしております。

今現在、町のほうでコロナ対策の事業としまして、総事業が55の事業がございます。これは第1次から第3次の合計でございまして、事業費の合計金額が5億8,894万9,000円で、交付金の総額4億1,750万9,000円を大幅に上回った事業計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課での経過について御説明申し上げます。

まず、校区センターを言おうと思っておりますので、校区センターの運用につきましては4月8日から5月17日までの臨時休館、並びに1月18日から2月28日までの開館時間の制限をしております。そのほかにも、一定の規制をして開館をいたしてございまして、校区センターのほうでは消毒液等の配布、またコロナ感染症対策の徹底をしております。

また、地方創生の臨時交付金事業につきましては、地域振興課のほうでは地域鉄道のほうの支援ということで、甘木鉄道のほうに支援をしております。そのほか、校区センターの改修、テレ



ワーク導入等で地方創生の臨時交付金のほうを使っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 住民課です。住民課としましてはまず住民に対する給付支援対策としまして、4つの給付金事業を行っております。基準日4月27日に住民基本台帳に記録されているものに対して10万円給付する特別定額給付金事業、2つ目が基準日以降に生まれた子供の保護者に対しまして10万円給付する新生児特別定額給付金事業、児童扶養手当受給世帯等に対して5万円、第2子以降に3万円給付するひとり親世帯への臨時特別給付金事業、令和2年4月分の児童手当の支給対象児童に対し1万円給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業です。

また、窓口の感染防止対策としまして、現金に触れる機会を低減させるために1月にキャッシュレス決裁端末機を導入しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） では、建設課関係について答弁させていただきます。

建設課では、使用料2件について対応を行っております。経過についてでございますけれども、下水道使用料のほうを町税の支払い猶予、または免除がなされた一般世帯に対しまして、令和2年度の下水道使用料を免除しております。町営住宅の使用料につきましてですけれども、使用料の支払いを令和3年3月31日まで、今月末までですけれども猶予をしております。収入が減少している場合につきましては、減収後の収入により家賃の再認定を行い、使用料を変更するというような対応を行っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、産業課の対応の経過について説明をさせていただきます。

産業課においては、農業者を含む事業者、それから住民の方に向けての支援を、先ほど黒木議員から読み上げがあったとおり専決処分、あるいは補正予算で予算を確保して対応してきたところでは、

主なものとしては、事業者への支援といたしまして休業要請協力金、それから中小企業等緊急支援金、中小企業等事業継続支援金、家賃軽減支援金、こういった支援金を550件あまり申請を受け付け、約5,300万円支給をしております。それから、農業者に対する県の機械導入支援事業、こういったものに対して町から上乗せ補助を行っております。

また、住民の方、それから事業者の方をあわせた支援として、7月1日を使用開始期限としまして、大刀洗町プレミアム付きクーポン券事業を行っております。こちらについては、プレミア

ム額8,000円を町が支援をしまして、自己負担額8,000万円と合わせて1億6,000万円の経済規模を支援するものとして実施をしました。最終的に12月31日で使用を締め切りまして、換金率は95%あまりということになっておりますので、問題なく使っていただけたというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 税務課の山田でございます。税務課のほうでは、町税、国民健康保険税について、減免、猶予等を行っております。

町民税、固定資産税、軽自動車税につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が到達するものを、1年間猶予する猶予制度、延滞金がつきません。それから、国民健康保険税につきましては令和2年2月1日から、令和3年1月31日に納期が到達するものにつきまして猶予のほか、また収入の減少した被保険者で要件を満たした場合につきまして、国保税の減免を行いました。

国民健康保険税につきましては、3月31日までが申請の期間となっておりますが、ほかの猶予につきましては、2月1日で締め切りとなっております。減免につきましては、国民健康保険税は18件で413万8,000円減免しております。資産税につきましては、59件で1,150万円減免しております。納税猶予につきましては、町税につきまして20件、587万6,000円猶予しております。国民健康保険税につきましては3件、56万9,400円、こちらを猶予しております。

以上で税務課を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） では、福祉課のほうから報告させていただきます。

まず、地域包括支援に関するものでございますけれども、要支援認定者に対するケアプランでございますけれども、広域連合の指示に基づきまして、戸別訪問は緊急事由におきまして、電話で対応するように行っておりまして、宣言が解除され、また後には対策をとりながら訪問等を行っている次第でございます。

また、厚労省のほうから布製マスクが要支援者に対しまして郵送されましたので、こちらのほうから5月22日に178名に対して1枚、10月22日に193名に対して2枚ずつ配布しておる次第でございます。

続きまして、高齢者福祉の関係でございますけれども、健康体操教室を町内で行っておりますけれども、2月7日から6月7日までは中止をさせていただいております。その間、5月に健康体操教室を委託しておる業者につきまして、自宅のできる体操のDVDを作成して、9月にかけてまし

てDVDを配布しとる次第でございます。また、広報紙やホームページで体操の動画等を配信を行っている次第でございます。また、民生委員に対しましても活動を行っていただくために、マスクを配付しているものでございます。

4月に例年行っております戦没者追悼式につきましては、10月に延期しましたけども、感染拡大を防止するために中止しておる次第でございます。

介護保険につきましては、介護保険料の減免の決定した方につきましては、4件を行っております。また、介護事業所等につきましては、4月に町が備蓄するサージカルマスクを1,500枚、また8月に32か所の事業所に3万2,000枚のマスクを配布しております。

障害福祉の関連でいきますと、区分認定審査会は中止を行ってきたりしております。区分期間は12か月の延長で対応したりしております。また、4月に介護保険事業と同じように町が備蓄するマスクの配布、そして8月に購入したものを配布しておる次第でございます。

あと、人権に関しましては、例年7月の日曜日に人権講演会や街頭啓発等行っておりますけども、感染拡大防止のために中止をしておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 続きまして、健康課でございます。健康課では、ホームページに福岡県から提供されます新型コロナ陽性者の情報を随時掲載しております。また、新型コロナウイルス感染症に関する国県からの情報を掲載し、感染予防を呼びかけてまいりました。

また、事業といたしましては町内11医療機関へマスクを各1,000枚ずつ配布をしております。また、新型コロナに加えましてインフルエンザ患者が増加することによる医療機関の混乱を避けるため、今年度はインフルエンザの予防接種費用を全住民の方に一部助成をしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。黒木議員が経過としてお話された部分と重なる部分がございますが、学校教育係のほうからいきます。昨年の2月28日に、福岡県立学校の臨時休業が決定されました。同様に、町立学校についても臨時休業のお願いの通知がありましたので、それを受けて3月2日から小中学校の臨時休業を行いました。

新年度となりまして、4月6日に再開いたしましたけども、4月8日から再度臨時休業、小中学校ともに5月21日から分散登校を行い、6月1日から学校再開をいたしました。休業期間の対応にいたしまして、自宅で保育環境が整わない家庭の児童、学童保育所を利用している児童の受け入れを小学校で行い、4月からの宿題については教科書に沿った形で、小学校ではユーチューブを利用しながら、また中学校では週1の登校日を設けながら対応してまいりました。

今年度は夏休みを37日間から16日間の短縮を行い、行事や実習内容を精査して実施してまいりました。学校再開に伴いまして、地域の皆様には日々の消毒作業など、様々な形で御協力をいただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、子育て支援です。子育て支援の保育所、学童保育所についてですが、こちらのほうには感染症対策の備品や消耗品を購入するための補助金を支給したり、職員への5万円の慰労金の支給、手指消毒や除菌液、手袋など感染対策用品の配布を行ってまいりました。また、保護者に対して感染予防対策や、感染状況に応じた対応についての周知を行ってまいりました。

最後に、子育て支援センターちやおについてです。ちやおでは、昨年3月から5月までを臨時閉館とし、電話での育児相談の対応を行ってまいりました。その後、6月からは検温や消毒、1部屋当たりの人数制限を行うなど、感染予防をした上でイベント以外の事業を開始いたしました。7月からは随時イベントも再開しております。

以上で終わります。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 生涯学習課の経過についてでございます。

生涯学習課で管理しております社会教育施設、社会体育施設におきましては、国県からの要請及び施設ごとに示されたガイドラインに沿って運営管理を行ってまいりました。

最初の緊急事態宣言時には運動公園以外の施設を全面的に閉鎖しましたが、解除された後に段階的に利用を再開しております。また、本年度予定をしておりましたイベントや大会につきましては、結果的にほぼ中止となりました。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問ありますか。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今の各課長さんからある程度説明を受けまして、非常に項目が多かったと思います。そういう中で、資料として55目の事業名を書きいただいておりますけれども、この中で約5億8,000万程度の実施計画がっております。しかし、一番漏れておるの、この15億8,000万の、この特別交付金についてはこれはどのようになっておるかを、ちょっとどの課が担当しておるのかをお聞きしたいんですが、これは関係ないのかな。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えします。

1人10万円の特別定額給付金についてのお尋ねでございましょうか。

○議員（5番 黒木 徳勝） はい。そうです。

○町長（中山 哲志） これにつきましては、この臨時交付金の対象事業ではなく、別途国からの10分の10の補助事業として町で受け入れて、町のほうから住民の皆様にご支給している事業だ

というふうに理解をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、これは歳入には上がってこんわけですか。予算上上がってきっておったと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えします。

当然、歳入にも歳出にも予算上計上いたしておりますけれども、1人10万円の定額給付金の事業は国の事業でございまして、地方で創意工夫しながら新型コロナウイルス感染症対策とする地方創生臨時交付金の事業ではない別事業として、予算に計上し執行しているということでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、結局、今総務課長からいただいた55事業のほかに、これを足して、15億8,000万を足せば大体22、3億かな、20億か、21億ぐらいの結局対策をしてきたというようなことでよいのですかね、総務課長さん。考え方です。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 合計すれば20億近くなるんですけども、名称が先ほど住民1人頭10万円支給する特別定額給付金、これも国の事業として町が全額国からの補助を受けてしているわけございまして、それとは別に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが1次、2次、3次の合計が4億1,700万ということで、一応町としては歳入の部分も違いますので、分けて計上しているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 大体分かりました。あまり分かっとらんばってん、大体分かりました。

それでは、次に現状の状況について、人数として28名ですよというような報告があったと思います。それについて、ここ何か月か新たな人が出ておらないというようなことで、非常にありがたく思っております。

それで、問題は現状についてはそういうことですが、1月、2月の町の広報ですね、あれによりますと1月、2月はほとんど何にも書いちゃなかったですたい。3月頃については、ある程度コロナ対策について今後の対応が書いておられたようですが、そこら辺の現状についてのPR等についてはここはどこがするのか、コロナ対策本部は総務課長なのか、そこについての担当者、総括はどこになるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えします。

この新型コロナウイルス感染症対策の対策会議等も庁内全庁で行っておりますけれども、その事務局としてやっただいては、健康課のほうが主体的にやっただいてはおります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、再質問ありますか。黒木議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、現状についてはそういうことのようにです。それでは、今後の対応についてをお聞きしたいと思います。

それでは、今後の対応については、この前議会のほうで早川課長が65歳以上は4月に実施しますよというような、ちょっとした経過等があったと思いますので、全体的に大刀洗町に対しての今後の感染症に対しての計画等を3月の広報にはちょっと書いてありましたようですがけれども、そこら辺についてちょっと再度確認をしたいと思います。回答をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の対応についての御質問でございます。いよいよ新年度からは、高齢者の皆様に対するワクチンの優先接種が始まります。国や県のワクチン供給のスケジュールを踏まえ、町民の皆様が安心してワクチン接種をいただけるよう必要な体制の整備と正確な情報提供に努めてまいりたい。そういうふう考えております。

各課の対応については、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、今後の対応について総務課での対応を説明いたします。

まず、国からの緊急事態宣言が発出された場合には、再度職員体制として分散勤務、在宅、会議室勤務等で対応したいと考えております。

また、コロナ対応の交付金事業につきましては、事業推進を図っていき、事業継続計画の対応を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課です。今後につきまして、企画係のほうでは令和2年度の甘木鉄道の減収補填、先ほど申し上げましたとおりでございます。自治振興係のほうとしましては校区センターの改修を引き続き行っていきます。主なものは、空調機器の改修、天戸、窓ガラスの設置工事等を行っていきます。

なお、各行政区に対し20万円の給付金を計上させてもらっております。電算管理係のほうでは、引き続きテレワーク用のPC、また庁舎内のWi-Fi機器、ウェブ会議用の機器等の購入を計画しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 住民課です。住民課の今後につきましては、現在、新生児特別定額給付金、4月28日以降に生まれた新生児に対して10万円を支払う事業を現在も継続して行っております。その他については、現在のところ予定はございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは建設課の今後ですけれども、町立公園の改修を行ってまいりたいというふうに思っております。トイレの手洗い場におきまして、感染症拡大防止のため、水栓金具を非接触型の自動水栓に改修したいというふうに考えております。

また、トイレの和式便器につきましては、蓋つきの洋式便座のほうに改修をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、産業課の今後の事業についてでございます。

まず、先ほども御説明いたしました7月に実施をいたしましたプレミアムクーポン券事業、お買い物の半額補助事業でございますけれども、こちらを5月1日使用開始を目指して再度実施をする予定でございます。それから、町内リフォーム業者の支援としまして、大刀洗町住宅改修補助金制度を実施予定としております。

さらに、商工会が発行しますプレミアム付き商品券ですけれども、現在のところ発行総額6,000万円、プレミアム額10%で予定をされておりますけれども、こちらを県の予算が通りましたら、総額1億円、そしてプレミアム率20%に増額をする予定です。こちらは、新年度6月の補正予算に計上する予定であります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 税務課です。税務課のほうでは減免と猶予をしましてまいりましたが、期日が既に、申請期日が既に終了しているもの、また期日が迫っているものがあります。その終了後でございますが、税務課のほうに納税について御相談いただければ対応いたしますので、今後もしよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） 福祉課でございます。福祉課におきましては、先日一般会計の補正予

算（第10号）で御承認いただきました高齢者施設や障害福祉事業所におきましての、感染対策の支援金の交付事業を進めてまいりたいと思っております。ほかに、ぬくもりの館のトイレの改修を考えております。

また、生活困窮者の支援事業といたしまして、食料の提供を行うようにしております。また、健康体操やその他の部分におきましても、感染対策、3密対策やアルコール消毒、検温などを進めながら、感染がしないように事業を進めていくようにしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 続きまして、健康課でございます。健康課では、引き続き医療機関との連携、マスクの着用、3密回避等、新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止を図ってまいります。また、感染された方の人権尊重と個人情報の保護に努めてまいります。また、新型コロナウイルスのワクチン接種に向けまして現在準備を進めております。医療機関との協議、予約体制の準備など、市の体制の準備を進めるとともに正確な情報提供に努めてまいります。

現在のところ、接種につきましては、町内3医療機関での個別接種と集団接種を1か所予定をしております。国からの情報でございますが、4月5日の週に福岡県に約1,000人分のワクチンが入ってくると。また、12、19日の週に5,000人分のワクチンが入ってくるというふうになっております。

当町におきましては、4月26日の週にワクチンが1箱、約1,000人分が配送される予定でございますが、その後のスケジュールについては不明になっております。国の情報といたしましては、6月末までに高齢者分のワクチンが納品が完了するということで聞いております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の学校教育係の今後の対応について御説明させていただきます。

今後とも学校では、3つの密を避ける、人との間隔が十分に取れない場合のマスクの着用、及び手洗いなど手指衛生など、基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保証してまいります。

また、卒業式につきましては、日頃お世話になっております議員の皆様、地域の皆様に来賓として卒業生の門出を祝福していただきたいところですが、今年度は代表者のみに限らせていただき、短時間で行う予定です。これは、入学式についても同様とさせていただきますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



次に、子育て支援係です。今後とも町、保育所、学童保育所が緊密に連携し、保護者の皆様の御協力をいただきながら、感染対策を行っていきます。また、子育て支援センターちゃおにつきましても、今後とも感染予防対策を続けながら、親子が安心して利用できるように努めていきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（安丸眞一郎） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 知行） それでは、生涯学習課の今後の対応についてでございます。

今後におきましても、国県の要請やガイドラインに沿いながら状況判断し、適切な施設管理、運営、イベント等の開催を行ってまいりたいと思っております。

また、感染防止対策としまして、運動公園のトイレの新設、改修、並びに武道場のトイレの改修を実施いたします。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 執行部より答弁が終わりました。再質問ありますか。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 各課長から詳細な今後の対応について説明がありました。

そういう中で、各事業主体については、やはりワクチンの接種は初めてのことでありますので、いろんな医師会等の意見交換をしながら、実際どうのようになるかというようなことをしておるようでございます。それで、いつも新聞等でもその市町村はこうしておりますよというような報道がなされております。それで、大刀洗町においても医師会との協議等が数回されたのか、それとも今の早川課長の中においては、3つの町内のお医者さんですかね、そこ1か所、集団で接種というような回答がありましたが、そこら辺について具体的に結局3つの診療所で実際できないのではなかろうかと思うわけですね。そこら辺については、ちょっともう少し私が聞き漏らしたと思えますけど、もう少し詳細に説明を、場所等でどのような場所であるのかというようなことを、ちょっと分かりやすかったらお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えします。

ワクチン接種についての御質問でございます。先ほど早川課長のほうが答弁いたしましたとおり、現在、大刀洗町では3か所の町内の医療機関で個別接種をしていただく方向で各医療機関のほうと協議を進めているところでございます。

ただ、議員御指摘のように、それぞれの医療機関は通常の診療行為がございまして、その診療行為の一定時間をワクチン接種にさいていただくという形になります。なので、全てをそこで短時間に接種を終わらせるというのはなかなか厳しかろうと思っております。そういうこともございまして、現在ドリームセンターのほうで、週末を中心に集団接種を実施する方向で今関係機

関と協議を進めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。よろしいですか。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それと、ワクチンの搬入については4月中旬だろうというようなことでしたが、非常に6月になるというようなことですが、第一弾がちょっと聞き漏らしたと思えますけれども、4月26日に1,000人分ですか、そしてその後がなんか5,000人分来るとようなことですが、最終的には6月末で、ほとんど65歳以上ができるのか、そこ辺のスケジュールが分かれば、予定ですけれども大分ずれ込んでいるなら、結局ずれ込んだような、結局は町の広報なりで理由等をやっぱり出していただければ住民も安心するのではなかろうかと思えます。

新聞にはほとんどもう4月には実施されますよというように、ずっと我々はテレビ、新聞等で聞いておるわけですね。大刀洗町はどうなっておるんだろうかというような疑問点がありますので、そこら辺の情報を発信をやはりある程度明確な情報を流していただきたいと思えます。そこ辺についてはどう思われるか、町長回答をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者の皆様に対するワクチン接種のスケジュールについての御質問かと思われます。

まず、国のほうが4月の12日から高齢者の皆様に対して接種が始まりますと言っておりますけれども、これは高齢者の皆様の一部に対して接種が始まるということでございます。全市町村一斉に始まるわけではございません。国のほうが今、各自治体のほうに示しておりますスケジュールは、4月の5日の週に全国で100箱です。

人口の多い東京、大阪、神奈川が4箱で、それ以外の市町村は2箱でございますので、1箱が195バイアル、195個なんですね、ワクチンが。それが、注射器によって5人接種できるのか、6人接種できるのかが決まってまいりますので、いずれにせよ、福岡県に来る2箱分だと1,000人の方が2回接種できる分量しかございません。その翌週、またその翌々週も福岡県に10箱ずつしか来ないわけございまして、その配分は各都道府県に任されております。ですから、大刀洗町にいつワクチンが来るかという、まだ正確なスケジュールは決まっておりません。

ただ、国のほうが申しておりますのは、4月の最終週には各自治体に対して1箱ずつ配布しますということですので、それが来れば最低約1,000人分のワクチンが確保できるということでございます。このワクチン接種については、国のほうから配分されるワクチンの供給量が一つのボトルネックでございますし、もう一つはその接種体制、要はそのワクチン接種をする予診をするドクターの方、それから実際に注射をする看護師の皆さん、そういう体制がどのくらい確保

できるかということでございます。

国のほうが6月末までに高齢者の皆様のワクチンを各自治体に届けるというふうにおっしゃっておりますけれども、それはあくまでもワクチンがそれまでに届くということございまして、実際の接種についてはそういうお医者さんであったり、看護師さんの体制がどこまでとれるかということになってまいりますので、今のところではいつどのくらいのタイミングでワクチンの供給があるかの詳細な情報ができておりませんので、いつまでに打ち終わるかというのがちょっとまだ分からない状況でございます。

これが、ある程度ワクチンの供給スケジュール等がはっきりした段階で、町民の皆様にはお伝えしてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 町長は詳しかけん、そげんなるばってんの。一般住民はやはり新聞等やらの、テレビ等を見て65歳以上は4月の中旬には来るんだと。ならもう、打つ準備をしてたってよかばいというふうなことが、一般的な住民の考え方と思うわけですね。

それで、1,000人分っていつ来るかやら、そんなことはいっちょ分からんわけじゃ。やけ、そこら辺についてはやはり町のトップとして、やはり詳しかものは詳しか、しかし一般住民などはやはり新聞を見ての、なら65歳以上はいつ頃打たるるばいとふうなですね、打たれますよというふうなことの認識だと思います。

それで、やはりそこら辺を、やはり国の事業はこうですよと、そしてやはり県から来ますと。流れによっては、国から県に来るのも結局今の段階では医療従事者のみですよと。ほとんどやはり、大刀洗町に来るのは最終的には9月か10月頃かちゅうな予定になるかどうか分かりませんが、不明なら不明で結構ですから、やはりそこら辺を、やはりはっきりした事実を伝えていただきたいというふうなことはお願いです。

そうせな、もう私たちも高齢者もですね、もういつ打つというような考えで準備しておるわけですから、そこら辺のことを十分に広報等で流していただきたいというふうに考えております。以上を注文をしたいと思えます。

もう大分時間もあれですので、そういうことで私の質問を終わりたいと思えますので、やはり今後の動向については、十分やはり広報等で流していただいて、やはり住民に分かりやすく説明等も注釈でお願いしたいと思えます。

以上をもって質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで黒木徳勝議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここでしばらく休憩をしたいと思えます。議場の時計で13時10分より

再開したいと思います。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時10分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、再開いたします。

なお、福岡県手話の会及び福祉課の職員の方の御協力で、午後から手話通訳をしていただくようにしておりますことを御報告いたします。

議員及び執行部の皆さんは、発言の際は早口にならないように御配慮をいただきたいと思ひます。

それでは、次に、8番、東義一議員、発言席からお願いいたします。東義一議員。

**8番 東 義一議員 質問事項**

**1. 新型コロナウイルスワクチン接種について**

**2. 防犯カメラの増設について**

○議員（8番 東 義一） 議席番号8番、東義一です。議長の許可を得ましたので、質問通告に沿って、1問目に、新型コロナウイルスワクチン接種について、2問目に、防犯カメラの増設についてを小項目ごとに順次質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種が、先月から医療従事者に対する優先接種が開始されましたが、今後のワクチン接種について、以下のことについて問うものであります。

まず最初に、今後のワクチン確保及び接種スケジュールについてお尋ねいたします。

ワクチンの4月の供給量が政府の当初の想定より少ない見通しになったことを受け、住民接種についての計画を見直したりする自治体が増えているということをもマスコミ等で周知いたしております。

最初に、当町においては、広報大刀洗3月号において、新型コロナウイルスワクチン接種スケジュール等について報じられています。ワクチンの確保、65歳以上の高齢者の方への接種についての計画の見通し等についてはどのように考えてあるのかお尋ねいたします。

また、4月中旬に接種予定であることが、供給量により見直しが発生する可能性があるのかを併せてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の新型コロナウイルスワクチン接種について答弁をいたします。

ワクチンの確保と接種スケジュールについての御質問でございます。

新型コロナウイルスワクチンは、国、県を通じて市町村に分配されることとなっています。その際、当面は国が確保したファイザー社製のワクチン量に限りがあることから、市町村への供給も順次行われる見通しでございます。

現在、国から示された接種スケジュールでは、高齢者の皆様への優先接種が4月12日から限定的に開始される予定ですが、全市町村へワクチンが配送されるのは4月26日の週になる予定でございます。このため、大刀洗町ではワクチンの到着日とその量が確定し、ワクチン接種態勢等の準備が整い次第接種を進めていくよう、関係機関と協議を重ねているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 午前中の黒木議員の質問について、重複するところがあるかと思えますけど、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3月中旬に接種クーポン券発送予定。医療機関、接種会場に予約、コールセンターの専用ダイヤルについてお尋ねいたします。

先ほど申しましたように、重複する場合もあるかと思えますけれども、まず接種クーポン券の発送の予定については3月中旬頃という形で伺っておりますが、その点の確認と、接種会場の予約等についてです。

これは新型コロナウイルスワクチン接種に対しての町からの情報をホームページ、広報チラシ等で早急に実施していただかないと、午前中も黒木議員のほうから質問がありましたけれども、住民の方々には物すごく不安に陥っておられるのではないかなというふうなことを推測いたします。その点について、今後の発送予定、医療機関、接種会場については予約とか、そういったことについて、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えいたします。

接種スケジュールに関連しまして、まず予診票の配布等をいつぐらいに行うのか、あるいはその周知等についての御質問でございます。

まず、接種券等のクーポン券の発送については、当初、国のほうは3月12日に行うようにというふうなことで国の通知のほうがございました。しかしながら、先ほど来ありますように、国のワクチン供給のスケジュールが遅くなりました関係上、現在の時点ではそのクーポン券の郵送等については後ろ倒しにして構わないというふうな通知があつてございます。

このクーポン券というか、送る際には、まずいつから町が接種を開始するのか。あと予約がいつから開始するのかというふうな情報を併せて行う必要があると思っておりますので、まずは国・県から大刀洗町にいつどれだけのワクチン量が来るのかというのを情報が確認とれてから、早急に送りたいというふうにご考慮しております。

あと予約についての御質問もありましたので、簡単に御説明をいたします。

2番目の御質問として回答をさせていただきます。

接種場所、また手順、職員の配置について御質問でございます。大刀洗町では、ワクチン接種はドリームセンターでの集団接種と町内3医療機関での個別接種により進めていく方針で、小郡三井医師会と接種体制について協議を重ねているところでございます。

また、今回のワクチン接種では、混乱を回避するため事前予約の上、接種いただく必要があり、予約の受付等が集中することが想定されることから、外部委託によるコールセンターを設置し、個別・集団接種の予約受付、相談等へ対応するとともに、LINE等を活用しまして予約受付の準備を今進めているところでございます。

また、集団接種では、会場での受付案内、予診票の確認、接種済み証の発行など多くの人員が必要となることから、会計年度任用職員の任用に加え、全庁的な協力体制を構築して対応してまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問がありますか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、町長のほうから答弁いただきましたが、何か、広報ではこうこうというような形で、広報には記載されてあって、本日、町長の答弁等をいただいて、国からの周知ですか、そういったことについて町は動き出すということなんですけれども、町民の方は広報をもう目にされてありますので、その方向で町民の方は心積もりですか、そういったものを感じてあると思うんです。

そういったことであれば、やはりホームページ等もございますし、また区長配布のチラシ等についても早急に、現在の状況というものを行政としては発するべきではなかろうかというふうに私感じますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

住民への周知についての御質問でございます。

これは先ほど来の答弁が繰り返しになって恐縮ですけれども、まず、国・県からワクチンがいつどれだけ届くかの情報が町のほうに届いておりません。4月の最終週には1箱分来るということは決まっておりますけれども、その以前に県のほうから配分されるのかというのが分かりませんし、また、5月以降の配分スケジュールもまだ分かっていないところでございます。

ですので、そこがはっきりし次第、町の広報やホームページで周知しますとともに、接種場所や予約方法等を記載した案内文をワクチン接種券とともに対象者に送付するほか、コールセンター等において、接種可能な接種場所を案内してまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） しつこいんですけれども、町長の答弁は、この場では理解できるんです。ただ、住民に対しては3月号の広報、一番最後のほうに、今後のスケジュールという形で出してありますので、それに対して、ちょっと変更、そういったものがあれば、やはり住民に周知すべきではないかということを私自身、先ほどから質問しているわけなんです。

その点を町長が答弁されるように、国からの方針というか、方向性が出ないから、それを町としては待っているという状況は十分私自身理解できるんです。住民のほうは、もう広報を主にして把握されてあると思うんです。そのところを行政サイドからの考えというものではなくて、住民の立場になって、そういったふうに変更になるとか、こういった形で、町としては調整中だとか、そういった一言も必要ではなかろうかというふうに私は感じますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

繰り返しの答弁になって恐縮なんですけれども、住民の皆様が一番知りたい情報というのは、高齢者の皆様、いつからどこで接種ができるのか、その予約がいつからできるのかという情報ではないかと思っております。

その情報を発するに当たり、ワクチンがいつ国・県から町に届くかが確定しないと、いつから始めますよというのは明言できませんので、それを待って、広報なりで周知を徹底してまいりたいと考えております。3月号の広報に書いてございますけれども、その情報からはまだ変更等はあっていないんです。広報の後ろに書いてあるのは、今の国の基本的な考え方を書いておりますけれども、実際にいつから打ち始めていつ予約できるのかというのは、それはワクチンがいつ当町に届くのか、それが判明次第、住民の皆様には分かりやすく周知を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） そしたら、町民の方から3月号の広報を見られて、コールセンター的なものは町長のほうから答弁がありましたように、外部委託とかというような形でお聞きしましたけれども、その間、住民の方からいろんな問合せ、そういったものについては、今私が質問させてもらっているんですけれども、そういった問合せ等については担当課は健康課ですか、早川課長のほうですけれども、そういったところについては住民の方から問合せとかそういったものについてはあったのかなかったのか、その点をちょっとお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、東議員の御質問にお答えいたします。

現在、コロナの接種については数件程度の御質問、どのようになっているかという質問しか受

けておりません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 先ほど、私の質問関係で、町長のほうが2番の接種場所または手順、職員の配置についてという形で、もう前倒しで町長のほうが答弁されたんですけども、1つは、手順関係、職員配置についてですけども、当初予算を見てもコロナワクチン接種に対する人員は確保してあると思いますけれども、大体高齢者関係の接種該当者が約4,400名ということと、高齢者以外の接種該当者が約8,900名、これは基礎疾患を有する方や高齢施設等で従事されている方というふうに聞き及んでおりますが、これだけの接種該当者を対応するには接種期間が数か月に及ぶんじゃないだろうかというふうな感じが、もちろん執行部のほうもされてあると思うし、私自身もそういったふうに思っております。

それで、職員のまず確保関係等、そういった手順にとって、会場でも先ほどドリームセンターのほうで接種会場を設置しているという回答をいただいたんですけども、そういった中で3密対策、それとかコールセンター要員については外部委託という形でお伺いしました。それから、ドリームセンターでされる場合に受付、そして検温検査要員とか、それとか接種済み証交付を受けて15分から30分ぐらいは経過観察のために待機というんですか、そういったことをされるという形で聞いておりますが、そういった形の手順については、行政のほうでシミュレーション、模擬訓練とかはされたのかされていないのか。そういったことも併せてお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、御質問にお答えいたします。

まずは、職員の配置でよろしいでしょうか。先ほども町長の答弁がございましたが、会計年度任用職員を、現在3名を任用する予定でしております。また、全庁的な協力態勢を構築ということにしておりますが、健康課のほか、全課のほうに協力態勢をお願いしております。

会場では、予約受付、予診票の確認、また案内等によりまして10名程度の職員が必要ではないかというふうに考えておりますので、そこについては各課の協力をいただきたいと思います。思います。

また、シミュレーションにつきましてですけども、集団接種につきましては聖ヨゼフ園のほうから医師と看護師のほうを派遣していただくようお願いしております。1回、集団接種の会場を作りまして、実際に見ていただいて、こういうふうにやりたいというところで1回打合せを行っております。実際に接種する人を入れてのシミュレーション等は行っておりませんが、こういう態勢でやりたいというところで打合せは行っているところでございます。

以上でございます。



○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 早川課長の答弁をいただいたわけなんですけれども、初めてのことと思うんです。やはり模擬訓練、聖ヨゼフ園のほうに依頼してやるということなんですけれども、職員は初めての、庁舎内のほかの課から動員、そういったものをお願いされてあると思うんですけれども、やはりスムーズにあって安全、確実に迅速に終わるとというのが原則だと思うんです。町政のほうの考え方はあるかと思えますけれども、ちょっとそこでつまずいた場合に、時間的には要するし、そういったところについて、模擬訓練というものが必要ではなからうかと思えますけど、町長は必要でないというふうにお考えなのか、やはり期間が4月中旬以降からぼつぼつというような形でワクチンが届くという形の期間がありますので、そういう点についてのシミュレーション、模擬訓練については町長も今のところは考えておられるのか、その必要はないというふうなお考えなのか、お尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えいたします。

模擬訓練をしてはどうかというふうな趣旨の御質問だと思います。

これについては、私が必要だとか必要ではないとかいう判断をすることではなくて、接種の協力をお願いしております実施機関と体制を組む健康課なり、そこで必要であれば模擬訓練のほうを実施したほうがいいんだろうと思います。ただ、そこは先方の都合等ございますので、なかなかこっちが、ぜひやってくださいと言っても、できるかどうかというのは先方のほうとの協議の結果になろうかと思えます。

また、これは河野大臣等がずっと言われておりますけれども、最初、ワクチンの供給量が少ないという面もございまして、一番最初から接種をフルスペックで開始にはならないんだろうというふうに思っております。また、3週間後に再度2回目の接種をする必要がありますので、今、国から示された指針によりますと、最初の3週間はフルスペックの半分のスペックで予約を受け付けて、接種を開始をしてくださいということになっております。というのは、最初に受けて3週間後に今度は2回目の接種と1回目の接種を並行して3週間以降行いますので、最初の3週間はどうしても半分のボリュームで接種することになりますので、その期間内にも、実際打ってみて、どういうふうな手順なり、どのくらいのやり方が一番いいのかとか、そこら辺は、実際にやりながらできる面もあろうかと思っております。

ただ、議員御指摘のように、模擬訓練が実施できるのであればそれは接種の手順等を確認するためにできたほうがベターであろうとは思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 続きまして、3番目の、医療機関での個人接種または集団接種の場

合について、住民への周知です。それぞれ住民の意向というものがあると思うんです。かかりつけの病院で行って接種しようとか、また集団接種でやりたいというふうなお考えの考え方もあるかと思うんですけれども、昨年未成立した改正予防接種法で、国民には接種を受ける義務はあるが、最終判断は本人に委ねられて、本人がするかしないかというふうな意思表示によってという形で聞いております。

それで、先ほど出ましたけれども、医療機関での個人接種、または集団接種の選択が適切な情報を周知する必要があるということですが、その方法、先ほどお尋ねいたしました高齢者等の接種が4,400人、それとまたその後高齢者以外の接種該当者が8,900名という形になっておりますが、これを聞いたのは、二者択一的なことも考えると思うんですけれども、そういった方法については、行政としては、予約関係についての選択で医療関係のほうでされるのか、集団でされるのかというふうな把握、そういったことについてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えいたします。

ワクチン接種の予約方法ということでよろしゅうございますか。まず、高齢者の皆様の優先接種については、今、町内の3医療機関とドリームセンターでの集団接種を想定しておりまして、それについては日程等を確認次第、町の広報やホームページで周知するとともに、接種場所や予約方法を記載した案内状をワクチン接種券とともに、対象者の皆さんに送付をしたいと思いますし、コールセンター等において御案内をしてみたいと思っております。

どこで接種をされるかは、それは接種を受けられる高齢者の皆様が選んで、選択をして予約をしていただくという形になります。

今、ホームページやLINE等で予約ができるように、またどの日が空いているのか、それが確認できるように準備を健康課のほうで進めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） では、次に参ります。4番目の高齢者施設入所者、また自力で接種場所に行けない方への対応については、どのように考えてあるのか。

例えば、ドリームまつりのように、各校区を巡回して接種を受ける方を拾っていく方法を考えておられるのか。もう自分で来なさいよというふうな、本人の意思によって接種されるわけなんですけれども、どうしてもしたいと。例えば交通手段がないというふうな方も中にはおられるかと思うんです。そういった対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えいたします。

施設入所者や自力で接種会場へ行けない方などの対応についての御質問でございます。

まず、高齢者施設の入所者へのワクチン接種につきましては、平時の予防接種を基本に進めることが国から示されております。したがって、施設の医師または嘱託医が当該施設内において接種を行うことになると考えております。

また、寝たきり等でどうしても接種会場に行けないという、そういう在宅療養中の方につきましては、かかりつけ医により自宅での接種を想定しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、再質問はありますか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁いただいたわけなんですけど、先ほどから、1番から来ているんですけども、国の基準、国からの周知ですか、ワクチンのあれが来ないという形で、行政のほう待つという、そういった立場ということは十分分かるんですけども、待つだけじゃなくて、町長のほうから答弁があったように、住民に対する広報とか周知というか、そういったものがやはり今から必要だと思うんです。

町長がおっしゃるように、国からの基準が来ないから、言葉は悪いんですけども、町としてはどうしようもない立場なんですよということは十分分かるんですけども、そういったことも含めて、何らかの機会とかいろいろ行政区での話し合いとか、そういった部分についても、新しい情報を次から次と、どんどん住民のほうに周知していくことが必要だと思うんです。

そうしないと、先ほどから同じことを申し上げておりますけれども、住民としては、町長もおっしゃられたように、4月にワクチン接種ができるというふうな希望を持っておられるのがほとんどだとは思いますが、それからどんどん延びていく。また、黒木議員のほうからも申されましたように、住民の方は新聞とかテレビとか、そういった情報源をもとにされてありますので、新聞とかじゃなくて、やはり行政のほうから、こういうことですよというようなことをしっかりとした方向性を、行政は町長名とかで出されたほうが住民としては物すごく不安が払拭されて、いい方向性になると思うんです。

今が一番皆さん、緊急事態関係がまだ3月の7日で福岡県は終わっていますけれども、まだまだ第4波が来るとか、そういった不安に陥っておられる方も多々あると思うんです。そういったことも含めて、行政からの発する情報というのも本来は必要だというふうに私も認識しておりますし、また町長自身、行政職員の方も皆さんそのようなお考えだと思いますけど、そういった新しい情報をこれから先、どんどん出していただくようお願いして、1問目のコロナウイルスワクチンの接種については終わらせていただきます。

次に、第2問目の防犯カメラの増設について質問させていただきます。

町の地域犯罪の撲滅を推進するために、平成30年にJAみいさんから4機の防犯カメラを寄贈していただき、西大刀洗、西鉄大堰、本郷駅前、それと甘鉄の西大刀洗駅前、それと大刀洗公

園内と、犯罪発生の高い箇所として設置されていると聞き及んでおります。

そこで、安心・安全の一環として防犯カメラは犯罪を未然に抑止効果だけではなく、交通事故等の発生後に加害者の特定や原因究明に効果的ということもあり、また、防犯活動への取組強化の観点から、今後、増設の考えがあるのかないのかをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の防犯カメラの増設について答弁をいたします。

現在、町が設置しております防犯カメラは、議員から御紹介がありましたとおり、みい農業協同組合から、地域貢献活動の一環として寄贈を受けたものでございまして、小郡警察署の指導を踏まえ、町内4か所に設置をいたしているところでございます。

また、一般的な防犯カメラとは異なりますけれども、各小学校には学校防犯システムツイタもんの防犯カメラを設置してございます。

さらに、昨年の2月からは、小郡警察署と小郡市、大刀洗町が連携して、地域見守りネットというものを構築いたしております。これは、地域の安全・安心を確保するため、小郡警察署管内で事件や事故が発生した際に、小郡警察署から情報提供を依頼するメールを配信し、住民の皆様から、関係すると思われるドライブレコーダーのデータの提供をいただくものでございます。

防犯カメラの設置につきましては、プライバシーの問題や管理上の課題等もございまして、現在のところ、町で防犯カメラを増設する計画はございませんけれども、今後とも防犯灯の整備など、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

○議長（安丸眞一郎） 再質問がありますか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁の中にもありましたけれども、総合計画の中にも防犯カメラについては、費用負担やプライバシーを考慮しながら設置を検討すると。それとまた、防犯カメラの設置によって犯罪が起こりにくいまちづくりを進めるというふうな形で総合計画の中ではうたっておられます。

プライバシーの侵害ということも町長がおっしゃることは、もう今個人情報とかいろいろあるかと思いますが、何か起きないと行政は動かないというふうなことをよくお聞きします。それで、JAみいさんのほうから4機の防犯カメラを寄贈していただいておりますけれども、平成30年なんですけれども、そのときに、民間のほうから寄附をいただいたと。行政のほうもそれはどうにかせないかんとというふうな、職員間の中での考え方というんですか、そういったものが起きてこなかったのが、ちょっと私自身は非常に残念だなという感じがします。

町長がおっしゃるように、プライバシーの侵害、侵害ということなんですけれども、もしこれが犯罪関係が起きた場合、ここに防犯カメラが設置されてあればとか、学校関係でも通学路関係に、この頃も防犯ネットで出たんですけれども、不審者が出てきて、わいせつ的な言葉を発した

とか、そういった形で、防犯まもるくんですか、そういった形で情報が流れておりますけれども、そういったことを考えれば、学校関係の通学路関係とか、そういったことについては必要であるというふうに私は認識しておりますけれども、個人情報、個人情報という形で町長のほうがおっしゃれば、もう何もできないというような結果に及ぶことも考えられるわけなんです。

そういったことも考えて、そしたらもうせっかくJAのほうから頂いたときに、個人のプライバシー関係がありますので、御辞退申し上げますという返事もあってもおかしくはなかったんじゃないかなというふうに思います。

だから、そういったことも踏まえて、個人情報ということは大事なことですけれども、安全指導を考えた場合、防犯カメラがついているよというふうなことで警戒心を持たれることも多いかと思うんです。そののところを、いろんなイベント関係に力を入れるんじゃなくて、そういった安心・安全なまちづくりをつくる観点からも、防犯カメラについても一考をしていただきたいというふうに私は考えますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、東議員の質問にお答えいたします。

まず、東議員のおっしゃってある犯罪の抑止力とか事故の後の現場の確認とか、そういうことでありますけれども、確かに安心・安全なまちづくりは町が進めていかなければならないことでございますけれども、事件、事故、犯罪につきましては警察のほう為主に活動をやっておりますので、そういう防犯カメラの設置については警察と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今総務課長のほうから回答をいただいたんですけども、私が申し上げたいのは、そういった事故とか交通事故の犯罪とかじゃなくて、子供たちが学校に通う間の見守り隊という方たちにも協力をいただいているということも伺っておりますけれども、防犯カメラを設置しているよというふうなことで犯罪防止の抑制につながっていくんじゃないかということを私は強く要望しているんです。

そのところを考えると、犯罪が起きたからその犯罪処理とかじゃなくて、まずそういったふうには、犯罪を抑制するための警戒的なことも必要ではないかということについては私は申し上げているんです。その点も十分検討ということじゃなくて、これは当然行政のほうで考えるべきじゃないかと思うんです。

それとともに、近隣市町村を調査されてみると分かると思うんですけども、近隣市町村でも防犯カメラの設置とかについては十分周知されて、されてあるんです。大刀洗町だけが民間関係

から4機寄附をいただいた。町長の答弁によると、小郡警察署と小郡市と大刀洗町でそういった協定というか、そういった結んであるということなんですけれども、行政のほうの主になってあるということは十分分かりますけど、そういったことも、これからも十分頭に置いて、いろんなイベントも大事だと思います。大刀洗町の名を上げるために。だけど、そういったふうに人の命というのは終わってからじゃなくて未然に防止することが目的だというふうに私は強く感じておりますので、これについては今後の宿題というか、そういった形で私自身考えていきたいと思っておりますし、また、今後こういった一般質問の機会を得た場合、防犯カメラについての追跡質問という形もさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いします。隠塚春子議員。

2番 隠塚 春子議員 質問事項

1. ごみ処理とリサイクルについて

2. 感染症対策について

○議員（2番 隠塚 春子） 議席番号2番、隠塚春子でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って大項目2点を小項目ごとに順次お尋ねいたします。

まず、1点目のごみ処理とリサイクルについてでございます。

サンポートの使用期限が残り8年、実質的には7年ほどとなっております、関連自治体で次に向けての協議が行われていると聞いております。

地球温暖化対策の問題を含めて、経費削減のためにもごみの削減とリサイクルは喫緊の課題と考えております。そこで、ごみ処理と今後の対策についてお尋ねいたします。

1番目の令和2年度のごみ処理量の増減についてです。

先ほどほかの議員からの質問に、5年前に比べての推移についての答弁がありましたので、私は、前年度と比べてのごみ処理量について伺います。

外出自粛の影響と150名近くの人口増の影響で、ごみの処理量が一昨年と比べてと言ったほうが正しいでしょうか。令和2年度は増えているのではないかと推察しておりますが、現時点での状況が分かりましたら教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員の質問のごみの減量化について答弁いたします。

本年度のごみの処理量の増減についての御質問でございます。現時点では、本年度のごみの総

量は確定しておりませんが、1月末時点でのごみの総量は3,629トンで、前年度同時期の3,499トンに比べて130トン増加をしております。これは、可燃ごみの量は大幅な変化がない一方、粗大ごみの量が大幅に増加をしております。災害であるとかあるいはコロナ禍による巣籠りなどの影響があったものと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そういうことであれば、大刀洗町だけではないと思いますが、増加分のみだけでもサンポートの負担が増えているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。

増加した分については負担金のほうも増額しておりますので、来年度の負担金のほうに反映されると思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 次に、平成25年に総務文教厚生委員会より、ごみ行政への提言書が提出されておりますが、実施や検討状況を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） ごみ行政に関する提言書を受けた実施状況等についての御質問でございます。

平成25年12月に、議会の総務文教厚生委員会から、ごみ行政に関する提言書をいただいております。

この提言書では、ごみの出し方の改善と啓発、ごみ袋の改善、生ごみの堆肥化を図る。ごみ集積所の整備、行政区との協働と地域力の向上の5項目にわたり、ごみの減量化・資源化に向けた提言をいただいております。

この提言も踏まえまして、この間、大刀洗町では平成26年度に飲食瓶、金属、ガラス割れ物の小袋を導入し、26年から27年には雑紙回収袋を全戸配布して、雑紙類も資源として出せることを啓発したほか、29年度には資源ごみ袋を半額に値下げするとともに、資源、不燃ごみの独居高齢者等見守り収集を開始し、30年度からは容器包装プラスチック袋とペットボトル、トレイ袋の分別基準の厳格化を図ってきたところでございます。

併せて、広報での特集記事の掲載や出前口座、ドリームまつりでの啓発イベントなどを通じまして、住民の皆様への啓発に努めてきたところであり、今後ともごみの減量化、資源化に向け取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 先月、2月号ですか、広報たちあらいでも特集が組まれていましたし、カレンダーでも啓発が行われて、イベントでも啓発が行われているということで、これからも住民の意識の向上のためにも継続して行われると思っております。

そこで、提言書の5にあります行政区との協働と地域力の向上として、資源ごみ回収奨励金の創成についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

行政区と協働と地域力の向上ということですが、平成29年度と30年度に、各行政区の区長さんが集まる大刀洗町衛生組合総代会の中で、小中学校のPTAなどが行っている集団回収補助事業を区でも団体登録して行うことができるということ、そのときはお知らせいたしましたが、そのときはどの区からも申出はございませんでした。今後についても、区が取り組みやすい方法を考えていきたいと思いますが、サン・ポート構成市町村の取決めで、ごみとして出されたものはサン・ポートに持ち込まなければならないというルールがございますので、その兼ね合いも図りながら、ちょっと今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そういった取組とかがある中で、小学校の回収とかにも、今おっしゃったように補助が行われていまして、そのためにためているという方もいらっしゃるようですが、保管場所に悩む方も多いと思います。週1回雑誌と新聞紙や布などの回収も実施されております。もう新聞紙は資源になりますし、瓶や缶も資源になります。これらが回収奨励金の対象になれば行政区の収入になるとともに、分別意識の向上につながり、月に1回の不燃ごみの回収のときなどに考えられてはいかかかなと今の段階で私も思っているんですが、分別意識の向上につながると、三輪産業さんがすごく細かく、丁寧に分別をしておられますので、三輪産業さんの負担軽減にもなると思いますけれども、ぜひ調査研究をお願いしたいと思います。

次に、大刀洗小学校と中学校に設置された生ごみ処理機についてでございます。

昨年、総務文教厚生委員会で、コロナ禍の中での対応や、休業後の学習状況などを聞き取りのために大刀洗小学校と中学校に参りました。その折に、生ごみ処理機が設置されていることを知りました。どのようなシステムのものなのか、またその活用状況を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 生ごみ処理機の活用状況についての御質問でございます。

生ごみ処理機につきましては、昨年4月からレンタルで設置し、給食残渣を投入して堆肥化し、堆肥は設置業者が回収後、契約農家へ販売しており、堆肥化された生ごみは1月末時点で大刀洗



小学校で650キログラム、大刀洗中学校で1,118キログラムとお聞きしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問はありますか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 知ったときに、とてもいいシステムだと。生ごみの処理というのはかなりの問題だと思っておりましたので、いいものが設置されたなというふうに考えております。このことは、子供たちは知っているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 子供たちは知っているのかという質問でございますが、設置する際に、子ども課と小学校の職員の方とは協議いたしました。こちらから子供たちに説明したことはございませんので、もしかしたら知らないかもしれません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） では、このごみ処理機ですけれども、私が確認したのはその2校ですが、ほかの小学校にも設置をされているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） これは4番の関係ですか。

○議員（2番 隠塚 春子） すみません、4番です。

○議長（安丸眞一郎） じゃ、答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 生ごみ処理機の設置状況についての御質問でございます。大刀洗小学校と中学校に加え、本郷小学校と大堰小学校にも設置をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 今、菊池小学校だけにはまだ設置されていないということのようでしたが、食育と環境教育には大変良い教材だと私は思っておりますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） このことにつきましては、住民課の事業でございますので、教育委員会主導で食育のために設置しているわけではございませんから、その点については住民課のほうにお尋ね願いたいというふうに思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、ごみ処理は住民課の管轄だとは思いますが、教育の中で食育とか環境教育に対して効果があるんじゃないかと私は思っているんですが、個人的でも構いませんので、そのこと自体、しつこいようでも申し訳ありません。どうお考えかをお聞きすることはできませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 環境教育、食育等は、生ごみ処理機のための設置だけでは当然ないです。幅広く総合学習とかでやっておりますので、このことをもって環境教育あるいは食育の達成というふうには考えておりません。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） おっしゃることも理解します。幅広くやっていたらしゃることも十分承知しております。ごみ処理機の製造会社では、カルピス社と共同で食育の出前事業や処理機を使った土づくりの体験教室等も行われているようですので、そういう意味では、それらを活用することでも環境教育の一助になるのではないかと考えておりますが、日頃から各学校の自主性を重んじておられることは承知しておりますが、食育と環境教育に効果的だと思われま生ごみ処理機、これを住民課のほうで構いませんが、ほかの学校に推奨するというようなお考えはありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 学校以外にも推進していくということですか。

○議長（安丸眞一郎） 学校での推進ということですね。学校内での推進をとということの質問の趣旨だと思いますが。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

学校内で推進……。

○議長（安丸眞一郎） ちょっとお待ちください。再度、隠塚春子議員。質問をお願いします。

○議員（2番 隠塚 春子） すみません。学校名を出すのがはばかられましたのであえて言いませんでしたが、菊池小学校だけに入っていないということなので、菊池小学校にも進めていかれるようなお考えがあるかというのを伺いたかったんです。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

住民課としましても、設置場所等の問題がありまして、今回は設置を見送っておりますが、来年度以降も設置できる方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ぜひ検討していただきたいと思います。

生ごみ処理機自体は思考中と伺いました。1年に満たない現在では検証は難しいとは思っておりますけれども、生ごみの軽減に効果的だと判断された場合、先ほど出ましたけれども、事業所などに推奨していくようなお考えはありますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

小中学校以外にも拡大していくかということですが、町としましては、今後の使用者の意見やごみの排出量の状況等を総合的に勘案いたしまして、ごみ減量の効果が高いようでしたら町内の事業所などにも推進していくことができるとは考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そういう場合ですけれども、先ほど少し説明がありましたが、半年に1回の回収の折にはメンテナンスも行ってくださるようですし、月の電気料金も700円程度と聞いております。しかしながら、リース料金が当然ながら発生します。そこで、設置される事業所などには検証されて推奨するという段階になったときに補助をするようなお考えはおありになりますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

補助等については、ちょっと、よその事例やメリット・デメリット等を今後考慮して考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 段ボールコンポストであるとかコンポスト、あるいは電動処理機なども40%、上限2万5,000円の補助がついておりますので、もし推奨するという段階になったら、それらのことも勘案していただいて、補助をお考えいただければと思っております。

また、新しい処理場が稼働するまで、生ごみの処理に対する意識づけにもなると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、5番です。生ごみの処理の考え方や検討状況についてですが、先ほどほかの議員の質問の中にも幾つかお答えがありましたけれども、サン・ポートの件と併せて、生ごみ処理についても協議中というふうに向ったんですが、確認をいたします。そういう状況であるということによろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 議員の質問の趣旨が分からなかったんですけれども、生ごみ処理についての考えや検討はという通告になっておりますが、それとは別にサン・ポートで生ごみを処理を……。

○議長（安丸眞一郎） じゃ、隠塚議員、再度質問をお願いします。

○議員（2番 隠塚 春子） 申し訳ありません。サン・ポートの件も協議中、次の処理場という

ことで検討中ということで伺っておりましたので、生ごみの処理に関しても同様に、同時に協議中というか、協議をしていらっしゃるというようなことがあるのかどうかという言い方に変えたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 隠塚議員の御質問にお答えいたします。

生ごみの処理について、まず通告についての御回答をさせていただきます。

生ごみの処理につきましては、住民の皆様のご理解と協力が不可欠でございます。段ボールコンポストの活用や水切りの徹底等、啓発に努めてまいりたい、そのように考えております。

併せて、甘木・朝倉・三井環境施設組合においても、将来的な課題として生ごみ処理の在り方について検討していく必要はあるものというふうに考えております。

ただ、先ほど平田議員の質問にもありましたけれども、大木町で処理されているように、例えば浄化槽汚泥と合わせて堆肥化をするであるとかいうのは、浄化槽汚泥については両筑苑のほうで処理して、液肥として使っていただいていますので、なかなかそういうのは難しいんだろーと思っております。

また、生ごみを堆肥化するに当たっては、一定、臭気、臭いのご問題がございます。生ごみの処理なり減量化ということで、そこはサン・ポートというか、この甘木・朝倉・三井環境施設組合でも検討していかないといけないんじゃないかという議論はずっと協議会の中ではあるんですけども、ただ、例えば今のサン・ポートがある現地に、新たに生ごみの堆肥化の施設を造るとか、そういうことはやっぱり地元との関係で、そこは難しいんだということは筑前町は言われております。

サン・ポートができる前に、かつて朝倉町のほうに堆肥化の施設がございました。朝倉市のほうにお尋ねしますと、そこはやっぱり地元との信頼関係がすごいあって、地元が協力をしてくれないとなかなかこういう施設というのを新たに造るといのは難しいというのが現状でございます。

また、これは久留米市のほうにお聞きしたんですけども、ごみ処理施設を造る際に、生ごみの堆肥化の施設の検討も、久留米市においてもされたそうです。ただ、1つは住民の皆様が生ごみを出す際に、調理前の野菜の残渣とかは肥料にすごく適しているんですけども、調理後の食べ残しとかを一緒に混ぜられますと、塩分のご問題がございまして、それは堆肥化には向かないと。なので、住民の皆様なり事業者の皆様にごそれを徹底して分別いただけるかどうかということで、そこは難しかろうということで、それは見送られたというふうに聞いておりますので、実際、生ごみ処理の堆肥化等についてはいろんな課題があるものというふうに認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに、おっしゃるとおり大変難しい問題であろうということは、また大木町方式が当町にも合うとは、私も考えてはおりません。費用の問題とか、おっしゃるようなし尿のことを考えると、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。

しかしながら、燃えるごみの多くは生ごみですし、トン単位でお金を払っているということになると、経費の削減ということを考えると、取り組まなきゃいけない問題じゃないかなと考えております。しかも、生ごみの成分の七、八十%以上は水分ですので、水を燃やしているということになります。

残念ながら、日本は有数の食品廃棄国ということは皆さん御承知のとおりです。人の手を通して土が育てたものを土に返すという発想から、多分いろんなところで行われている生ごみの処理というのは考えられているんだと思います。生ごみを堆肥化することで燃やす燃料の節約にもなりますので、温暖化の軽減にもつながります。

また、生ごみを分別することで、先ほども申し上げたように、重量が軽くなって、町の負担も軽くなりまして、次の処理場の長寿命化にもつながると思います。

私の所属する総務文教委員会でも、本年は生ごみの堆肥化などについての調査研究をしていく予定になっております。今後の重要課題として一緒に調査研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に6番です。庁舎前のプラスチックごみの回収ボックスの件です。

日本では、年間850万トンの廃プラスチックが発生しています。1人当たりの廃棄量はアメリカに次いで世界第2位です。海岸に散乱して、また海中で砕かれたプラスチックを魚が食べて内臓から検出されていることは御承知のとおりです。また、プラスチックダストになり、空気中に漂っているという研究結果も出ております。プラスチック問題も本当に喫緊の課題だと思います。

廃プラスチックのごみ袋が、先ほど言われましたように大刀洗町は2種類ありますが、他の自治体では1種類のみというところもあるようです。ほかのごみ袋に対しても、わかりやすくよくできているなど、小さいごみ袋とかもできていますし、よく対応されているなど思っております。

そこで、庁舎前で回収されたプラスチックごみは大木町に運ばれて、油化、油にされているんですけども、これがモデル事業だという説明を受けたと思います。これに対してですが、継続をお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） プラスチックごみの回収についての御質問でございます。

現在、役場庁舎内に設置しておりますプラスチックごみの回収ボックスの廃止は考えておりません。今後、利用状況や住民の皆様からの要望、費用対効果等を総合的に勘案の上、設置場所を

各校区センターへの拡大も含めて検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そのことをお伺いしようと思いましたが、お答えいただけて良かったです。ぜひ、近場にあるともっと回収率が良くなるんじゃないかなと、大木町の油化事業者はまだ処理量に十分ゆとりがあるというようなお話でしたので、ぜひ広げていただければと思います。

先ほどほかの議員の質問にありましたが、私も数年前からコンポストで生ごみを処理するようにしています。プラスチックも、特に食品の容器などは洗って乾燥させて、それから雑紙も紙袋に入れて出しております。そうすることによってごみの量が4分の1になりました。少しの手間と意識でごみの量は減らすことができますと思います。

ごみの分別については、先ほど来から出ているように、カレンダーの後ろに家庭のごみの出し方などが掲載されて啓発も行われておりますが、また要望があったら分別授業が小学校などで行われてきたようすけれども、小中学校でのごみ分別授業というのは、子供たちが保護者に伝えることで保護者の意識向上のために大変有効な手段だと考えております。

そこで、「要望があれば」ではなく、小中学校だけではなくて様々な団体の集まりに自ら出かけてのごみの分別授業を企画されてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） それは、すみません、質問事項は6番の関係での質問ですか。

○議員（2番 隠塚 春子） はい。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 質問にお答えします。

これまでは、要望があった団体などに出前講座に行ったりしてしておりますが、議員御指摘のとおり、今後はこちら側からも積極的に出前講座に伺うことをアピールしていくことを、検討を進めていきたいと思っております。

特に、子供の頃からごみの分別に対する知識、興味を持ってもらうことは重要なことだと考えておりますので、特に小学校に対して働きかけていくように努めていこうと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 通常業務もあって大変だと思いますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

次に、大項目の感染症対策についてです。

内閣府の政策統括官や厚生労働省の薬事サービス専門官及び内閣官房国土強靱化推進室の参事官がオブザーバーとして参加して、日本医師会や各大学の様々な部門の教授、民間企業もメン

バーとなっています「ストップ感染症戦略会議」というのがありますが、そちらの推奨品として、消費者庁から委託を受けて、新製品の検証機関がありまして、そこで科学的に裏づけられたものを紹介しております。

様々なものがありますが、私が注目したのは、近年話題に上っている環境浄化剤としての光触媒です。代表的な物質は二酸化チタンで、太陽光などが当たると触媒作用で有機化合物やウイルス、菌などを水などに分解して除去、無害化することができるということです。また、助触媒、助ける触媒を加えることに成功して、蛍光灯やLEDにも応答して、暗いところでも作用を発揮することができるという床剤もあります。

そちらでは、昨年12月にフローリングに使用できる塗料も発売されているということです。また、別の会社では、壁に使用することができる塗料を作っているところもあります。

アメリカの疾病予防管理センター（CDC）による武漢のコロナ患者病院での調査によりますと、コロナ菌が一番多かったのが空気フィルター、これは当然のことかと思いますが、2番目が床、次が医療従事者の靴の裏側となっています。

昨年6月にも申し上げたように、人が歩けば20センチほどの飛沫が上がります。ワクチンの接種対象が16歳以下になっていることもあります。保育園や小学校、中学校のフローリングの張り替えには費用も期間もかかるとは思いますが、塗料でしたら比較的安価で、期間も短くて済むと思います。床の張り替えが時期が来ているところはそうできたらいいとは思いますが、これらにはコロナ関連の臨時交付金の対象になっておりますので、子供たちのために検討していただくことはできませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問の感染症対策について答弁をいたします。

ウイルス対策としての床剤の活用についての御質問でございます。今いろいろ議員のほうからウイルス対策として床剤等、塗料の活用。特に子供たちが生活するような施設での活用について情報提供をいただきました。本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめとしますウイルス対策につきましては、建築物の材質や塗装を含め、空調や加湿器、消毒液をはじめ、様々な手法や機器、商品等が紹介されており、その費用や効果も多種多様だというふうに認識をいたしております。

このため、現在のところ、公共施設等のウイルス対策として、床材、あるいは塗料のほうを活用する考えはございませんけれども、今後とも、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 現在のところはないということですが、例えば体育館とかで

したら多くの方が利用します。また、避難所としての利用も考えられます。コロナ対策のためだけではなくて、抗ウイルス効果が期待されるものもあります。実際にその床を使用している北九州の子ども園では、新型インフルエンザの大流行期に一人の感染者も出なくて、休まなくて済んだというようなこともテレビで取り上げられてもおりました。そういう実績もありますので、住民の健康と命を守るためにも、ぜひ研究をしていただいて、御検討をよろしく願いいたします。

それをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で14時40分までしばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午後2時26分

.....

再開 午後2時40分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に続き、再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 令和3年度の財政状況について
2. 事業者および住民の状況について
3. 災害対策について
4. 保育行政について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って質問させていただきます。

私も、最初のうちはゆっくり発言するように心がけているんですけども、なかなかしゃべっているうちに時間の制限もありますし、途中から早口になることをお許しください。できるだけ、楽器と一緒に、同じテンポでしゃべれるように心がけますので、よろしく願いいたします。

では、大きな1点目です。財政についてであります。

令和3年度の国家予算は、一般会計の総額が106兆6,000億円余りのこととあります。これは、前年度を4兆円上回り、過去最大の規模であります。ただし、この予算案には、昨年度にはなかった新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円が含まれており、これを除けば昨年度より1兆円少なくなる計算とのこととあります。

これに加えて、今年度の第3次補正予算は、歳出の追加が21兆8,000億円余りで、差引き15兆4,000億円余りの巨大補正が組まれました。この補正予算は、数字上、多額の予算が組まれましたが、中身はいかがでしょうか。

コロナ波が第3波の拡大を見せる中で、コロナへの直接の対策が不十分で、さらに感染防止に



逆行するような費目も多く見受けられます。コロナ対策に名を借りた不要不急の予算も目につきます。首相も、今なお、まずは自助をと言ってはばかりません。病床の確保も後手後手で、自宅待機で亡くなる方が多発しているにも関わらず、今後も計画に基づき病床削減を強行するとの見解です。そして、コロナ対策そのものよりもコロナ収束後のポストコロナ対策、観光、オリンピックに重点が置かれています。

第3次補正予算では、21.8兆円のうち感染拡大防止策は4.3兆円にすぎず、あとはポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現に11.7兆円、防災・減災や国土強靱化の推進が3.1兆円組まれています。大刀洗町分では、コロナ対応分が2,826万円、地域経済分が7,553万円と聞いています。

日本共産党は、他の野党と共同でコロナ対策に重点を移す組替え動議を提出いたしました。与党がこれを否決し、第3次補正予算が成立しました。当町としても、次の1年度、国家予算の動向については注意深く監視しながら、地方からも必要な要求を行い、住民の命と安全を守るために町としてどのような事業が必要か、また不要なのか、よく考えながら行政運営に当たらなければならないと考えます。

さて、とにもかくにも、今回、第3次補正を含む令和3年度の国家予算が成立しました。私たちは、今述べてきたように、コロナへの直接対策費が少ない、不要不急の費目が多いなど、問題の多い予算だと考えますが、しかし、当町の緊急の課題である災害対策に一定の活用ができるものであり、財源を有効に、効果的に活用し、住民の生活と安全を守ることが求められています。

そこで、財源についての質問です。

3年度の当初予算では、町民税については約1,000万円減の見込みと聞いています。一方、歳入については、地方交付税が18億1,000万円で、前年同額の予算が計上されています。また、予算の総額は、72億889万円と、前年比では約2億円の減となっております。ここ5年ほどの当初予算では、毎年3億円から6億円ほど総額が伸びてきた中で、令和3年度は久しぶりの前年比減、あるいはほぼ前年並みということも言えると思いますが、町として、歳入見通しと財政の影響、対策についてお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の令和3年度の財政状況について答弁をいたします。

財政見通しについての御質問でございます。来年度の一般会計予算につきましては、先ほど議員から御紹介がありましたとおり、総額72億800万円余で、前年度当初予算と比較して2億円余、率にして2.7%の減となっています。歳入では、町税については、コロナ禍による給与所得者や事業所得者の減収に伴い、町民税は900万円余の減少を見込む一方、固定資産税が

2,100万円余の増加を見込んでおり、町税全体では前年比1,400万円増の14億6,800万円余を見込んでいます。

地方交付税につきましては、議員から御紹介がありましたように、地方財政計画当を考慮し、前年と同額の18億1,000万円を見込んでおります。

また、多くの皆様から応援をいただいておりますふるさと応援寄附金につきましても、前年度同額の5億1,100万円を見込んでいるほか、基金から5億3,500万円余を繰り入れることとしています。

町債につきましては、地方財政計画を考慮し、臨時財政対策債が1億1,500万円増の2億7,000万円を、町債全体では約5,700万円増の3億1,100万円余を見込んでおります。

次に、歳出では、義務的経費は、職員体制の強化に伴い人件費が6.7%の増、扶助費が2.6%の増、公債費が0.3%の増となっています。

また、投資的経費のうち普通建設事業費は、運動公園や大刀洗公園の整備に伴い、20.4%増加する一方、災害復旧事業費は、菅野橋復旧工事の終了見込みに伴い、99.4%の減となっています。

コロナ禍による財政への影響と対策は、との御質問でございますが、引き続き、ふるさと応援寄附金などの自主財源の確保に努めるとともに、有利な補助制度の積極的な活用や効率的な行財政運営に取り組んでまいります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問がありますか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回、コロナ感染、それから災害対応ということで大変な1年だったわけですが、次年度においても、とりあえずコロナ対策、災害対策を含め必要な事業の財源は確保されているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほども申しましたように、交付金の措置の中でも、直接のコロナ対策というものが私どもからすると非常に甚だ不十分ではないかと思いますが、町としては、今回3次補正も含めた国のコロナ対策という部分については十分だというふうにお考えでしょうか。それとも、今後ともコロナ対策におけるさらなる措置なりを求めていく、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

コロナ対応につきましては、今年度、国の補正予算等を含めて、かなり思い切った対策が額的には組まれたんだろーと思います。議員御指摘のように、その用途が適当だったかというふうな論点はあるかと思いますが、額としては過去最大規模の補正予算を組まれ、当町のほうにも国の10分の10の補助事業としての特別定額給付金に始まり、あとは地方の独自事業として、先ほど野瀬議員の御質問にありましたように、地方創生の臨時の交付金等があったわけでございます。これについては、町としてもできる限り知恵を絞りながらこれまで対応してきたところでございます。

来年度の予算については十分かというふうな御質問でございますけれども、これは今年度の補正予算で繰越しで行う事業もでございます。また、どうしてもコロナ対応という面で申し上げますと、これからのコロナの感染状況で、あるいはそれに伴って町内の状況、国・県の経済状況も含めまして、それがどうなるかによってまた変わってくるんだろーと思います。今の時点では、十分かどうかといのはなかなか私のほうから申し上げるのかは難しいんですけども、必要な措置がされているのではないかと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そもそも、現在の政権、前政権もそうですけれども、著しい科学の知見の無視や自己責任の押しつけ、自助です。悪い意味の自助です。など、政府対応の誤りが今回の長期化を生んでいるのではないのでしょうか。最初から楽観論を振りまき、専門家の知見に耳を傾けず、突然の全国一斉の学校休校を含め、全国の自治体、学校現場は大混乱に陥りました。当時、マスクや消毒液の不足にも国が手を打てず、パフォーマンスで全世帯に配ったマスクはほとんど使われず、PCR検査にも一貫して消極的で、全国に感染を拡大させてしまいました。医療機関への支援金も1月15日時点で3割しか届いていないという状況でした。

こうしたものに対して、PCR検査が世界で149位、圧倒的に遅れている。社会的検査の拡充が必要でありますし、今後、自治体のほうからも政府に対して、こうしたものの科学の知見の活用、それからPCRの社会的検査等の拡充というものを、福岡は頑張っていらっしゃると思いますが、引き続き声を挙げていただきたいと思います。

日本共産党としては、大きく3つの提案をしています。

1つは、無症状感染者を把握する積極的検査を持ち実行すること。

2つ目は、医療機関と医療従事者、保健所への支援を抜本的に拡充すること。

3つ目は、今まさにそうですが、自粛要請と一体に十分な保障や雇用と営業を守る大規模な支援を実行することです。

こうした中で、国や県、市町村独自の支援制度が始まりまして、一定御努力いただいて一定の効果を上げているところですが、これも複雑な申請制度や支払いの遅さ、厳しい条件などで、特

に国のこういった制度が該当する必要な人に十分に行き渡っているとは言えない状況であります。ますます制度の拡充、周知、対象者の条件緩和等が必要になってくると思います。

財源のことに戻りますが、町税については、住民税については若干の減ということは予想されますが、例えば住民の方、それから法人の方の町税が予想よりも減収となった場合、この補完措置についてはどのような見通しがあるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

補完措置と言われますと、よく理解できないのですが、税収見込みが当初予算で計上したほど収納できなかった場合にどうするかということでお答えさせていただきます。

基本的には、硬めに歳入のほうは組んでおりますけれども、それでも足りないということになれば、当然、執行のほうを効率的な執行に努めてまいるとするのは当然のことでございますし、また一定基金等もございますので、そのような中で、町民の皆様の生活や暮らし、福祉が困らないように対応してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 1つは、こういう国家的な苦難で全国的に所得が落ち込んで、歳入が落ち込んだ場合に、国に対して相応の財政措置、追加の財政措置をお願いするといったことも含めて御検討いただきたいと思います。我々も国会で今その論戦をしているところであります。

そして、コロナ禍の1年、さらにその前年の消費税増税で、暮らしや営業はますます大変なことと思います。今回、コロナ対策交付金が年間で総額4.1億円と。一方で事業の積み上げが5.5億円ということでお聞きしていますが、この実際の歳出に当たっての数値というものが、仮にコロナ対策交付金を超えた場合に、基本的に町のふるさと納税なりで措置されるのか。この辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

当然、事業を計画して組んでおりますけれども、執行状況によっては100%執行できないような場合がございますので、これが丸々全額執行できるかという、そういうことではないんだろうと思っております。

ただ、いずれにしましても、交付基準を超える歳入につきましては、それはこれまで当町のほうでためておりました基金等で捻出してまいりたいと思います。このようなときのためにもこれまで財政調整基金を含めてきちんと積立てをしておりましたので、こういう町民の暮らしがまさに危機的状況に際して、有効に活用させていただきたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） その財政調整基金ですが、今年度も当初予算については2億6,000万円の取り崩しということが予定されておりますが、この使途といたしますか、詳細なり御見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

財調の取り崩しなどで、どこに使ったというのは多分ないんだろうと思うんです。これは当初予算編成時点はどうしてもそういうふうになりますけれども、効率的な執行に努めまして、決算時点ではあまり財調を取り崩さなくて済むような財政運営に努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いずれにいたしましても、コロナ等による減収対応や営業支援は、できる限り国の財源を活用しつつ、必要な場合は町の単独事業として躊躇なく、即効性のある対策を機敏に行っていただきたいと思っております。

4月からの1年間は、行政としても議会としてもそういった調査、把握、対応という機敏な連携が求められる1年になると思っております。私も、必要な資料を得て、積極的な提言に努めたいと考えています。行政としても必要な財源も含めた要求を国・県に対して毅然と行っていただきたいと思っております。

1問目は以上であります。

次に、大きな2問目です。

このような中であって、町内事業者の直近の動向と今後の支援策についてはどのように分析して対策をお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、事業者及び住民の状況について答弁をいたします。

町内事業者の動向と今後の支援策についての御質問でございますが、この質問については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。――失礼しました。答弁をお願いします。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、平山議員御質問の、まず町内事業者の動向から答弁をさせていただきます。

先ほど黒木議員の質問の際にも答弁をしましたがけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対しまして4つの協力金及び支援金の給付を実施しております。こちらが550件余りの申請を受けまして、5,300万円ほど給付をしております。

また、セーフティネット保障と呼ばれる中小企業者向けの資金繰り支援制度がございまして、

こちらは例年、数件程度の申請にとどまっておりましたが、今年度に関しましては160件の受付を行っております。

これらの事実が示しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響は事業者に強く大きく及んでいるものと考えております。

ただ、一方で、先ほど申し上げました4つの支援金・協力金のうち中小企業等緊急支援金、こちらは5月の専決処分で実施をしたものですが、310件の申請を受け付けたのに対し、8月の補正予算で実施をしました中小企業等事業継続支援金、こちらは190件の申請ということになっております。

後者のほうが支給のための要件としてはハードルが下がっているんですけども、3分の2程度の申請にとどまっているということでございます。

また、先ほど説明したセーフティネット保障の受付に関しましても、4月の緊急事態宣言後に急増しましたが、現在は新規支援件数としては落ち着いております。

これらのことから考えますと、宣言直後の大きな影響がそのまま続いているとは考えにくく、大分落ち着いている部分もあるのではないかと考えています。

また、商工会によりますと、町内で新型コロナウイルス感染症に関連する廃業は報告があっていないとのことでした。

次に、今後の支援について答弁いたします。こちら黒木議員のところでも重複しますが、3つの事業を予定しております。

まず1番目に、7月に実施しました、1,000円ごとに1枚使用できるプレミアムクーポン事業を5月1日使用開始を予定して、再度実施する予定です。こちらは、先週議決をいただきました3月補正予算に計上しております。

2番目に、町内リフォーム業者の支援として、大刀洗町住宅改修補助金制度を実施予定としております。こちらは令和3年度当初予算に計上しています。

3番目に、商工会が発行するプレミアム付き商品券6,000万円、プレミアム率10%で予定したものを総額1億円、プレミアム率20%に増額を予定しております。こちらは県の予算等の条件が整いましたら、令和3年度6月補正予算に計上を予定しております。

これらの3つの支援策については、事業者への支援であるとともに、次の質問項目にございます住民への支援にもつながるといふふうに考えています。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 全国的な統計では、令和2年度は現在のところ倒産等が1,000社と。一方で休・廃業や解散した企業数は調査開始後最高で、5万社近くにもなったとしています。

国の見通しでは、令和3年度の倒産件数は1万件、休・廃業、解散は5万3,000から5万5,000件を想定しているとの見通しであります。

当町においてコロナ由来の廃業は今のところないという答弁でありましたが、この全国的な総計から考えても、当町においても翌年度以降の倒産、廃業等が見込まれる可能性があるという認識でよろしいでしょうか。倒産よりも廃業が非常に多いということで、この全国的な数字から見ると、当町においても3年度の廃業等が発生する可能性があると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 現在も、町内におきましても、緊急事態宣言の発出によりまして休業している飲食店の方がいらっしゃいます。そういったことから考えて、また、平山議員がおっしゃられたように、統計的な数字から考えても、そういった状況は十分に考えられるものと思っております。

基本的には、新型コロナウイルスの臨時対策交付金を活用した事業を今年度に関しては展開してまいりましたが、そういった事業をまた県、国として打ち出された場合は、町としても独自の政策を考えていきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げたセーフティネット保障という中小企業向けの資金繰り制度、中小企業対策は主に県が担っているところもありますので、福岡県と連携しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それからも一つ、雇用の問題であります。非雇用の問題です。

コロナが感染拡大した4月以降、全国的に雇用者数が60万人も減っています。とりわけ女性の非正規雇用者の減少が多くなっています。コロナ禍での経済悪化が女性の非正規層を直撃しているわけですが、当町における受け止めというものはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平山議員の御質問にお答えします。

雇用関係の質問、特に女性雇用者についてどうかということですが、こちらにつきましては、労働行政、やはり福岡県のほうで重きを担っていただいております。直接的に町の窓口において雇いどめで困っているとかそういった相談については把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これは、健康保険等でも、非自発的失業等の届け出等があると思いますので、そうした担当課とも連携を図りながら、こうした、特に女性の非正規雇用者の方に対する支援というものをぜひ積極的に行っていただきたいと思います。

さて、自営業者の方やお勤めの方も収入が減りまして、引き続き住民の皆さんの負担軽減と支援策、周知の徹底が求められると思います。今年度、様々な支援策や軽減が図られましたが、先ほど答弁もいただきましたが、通告しておりますので引き続き3年度についての計画がありましたら追加でお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員の御質問にお答えします。

新年度の住民の負担軽減と支援策、周知についての御質問でございます。この質問については、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） それぞれ担当課長の答弁ということですが、どなたから。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、建設課関係について御報告いたします。

黒木議員の答弁と重複いたしますけれども、まず令和2年度の実績について御報告させていただきます。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町税の支払い猶予または免除がなされた一般世帯に対し、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用しまして下水道使用料を免除しております。

令和2年度の実績といたしましては、町税の減免世帯が18件、うち下水道未接続世帯が2件ございますので、免除対象世帯といたしましては16件となります。

下水道使用料の免除の申請につきましては、16件全てから免除の申請がっております。使用料の免除枠といたしましては、69万492円でございます。

令和3年度の対応につきましてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が令和3年度においても交付されるのであれば、引き続き下水道使用料の免除について対応していきたいというふうに考えております。

また、町営住宅の使用料でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少している場合、支払いを今年度末まで猶予しておりますが、家賃についても減少後の収入により家賃の再認定を行っております。こちらにつきましても、収入の減少が新型コロナウイルス感染症拡大によるものかどうかを見極めながら、引き続き対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。



○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 続きまして、健康課でございます。健康課におきましては、子供医療について、福岡県の制度改正に併せ、助成対象を中学生の通院まで拡大するとともに、小学生及び中学生の通院の自己負担を1,000円に引き下げるようにしております。

また、0歳児から中学生までのインフルエンザの予防接種につきまして、その費用の一部を助成するようにしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 税務課です。先ほど、別の議員さんのほうで申し上げましたが、国保税の減免等をしております。資産税でございますが、対象期間に申請していただいた分につきまして、令和3年度の4月以降の固定資産税につきまして減免が59件、1,150万円で、こちらは国のほうで全て補填がされるというところでございます。そのほかは納税猶予等ございますが、住民の方々には税務課のほうに御相談をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課です。学校教育係のほうですが、コロナウイルス関連というわけではございませんが、来年度負担軽減等支援策周知について御説明させていただきます。

経済的に困窮していると認められている世帯に今現在でも行っておりますが、保護者負担軽減として就学援助を行ってまいります。令和3年度にはWi-Fi通信がある家庭についてはオンライン学習通信費が加算される予定となっております。

周知につきましては、例年どおり、就学児検診時、2月、4月、転入時におけるお知らせの配付、ホームページ、広報にも掲載しております。また、引き続き学校教育係のほうでは給食費の月500円の補助や英語の検定の受験機会の提供を行ってまいります。子育て支援のほうにつきましても、例年どおり、国の基準よりも低く設定してあります保育料の軽減、こちらのほうは、0歳児、1歳児、2歳児となっております。また、小学3年生までの、数えて第3子までの保育料の無料と、3歳児、4歳児、5歳児の副食費の500円の補助、こちらのほうも副食費は小学3年生の兄弟から数えて、第3子は無料としております。

また、待機児童となりまして認可外に通う形になった場合には、町の保育料としての差額の一部補助を行ってまいります。新年度についても継続した事業を行ってまいります。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今年の周知等の課題も踏まえて、3年度の支援なり軽減というもの

に取り組んでいただきたいと思います。

他の自治体を見ておきますと、主に県内の同規模の町村を見ておきますと、全世帯向けに上下水道料の数か月から1年程度の免除、あるいは給食費副食費の軽減、内定取消しを受けた方の公務での雇用、学生生活応援給付金、特別出産給付金、また、ステイホームの増による電気料金の補助やPCR検査費用の補助など様々な支援策が実施されているようでございます。特に子育て世帯、高校など学業への手当が多くなされているようです。当町においても、子育て世帯向けあるいは就学援助等の支援策は実施していただいているところですが、ぜひこうした近隣自治体の制度も参考にしながら、今後も適切な対象に検討していただきたいと思います。

また、住宅改修の補助については、当方からも関係団体には広く御案内するつもりであります。引き続き、申請方法や給付の簡素化など、さらに利用しやすい制度となるよう、充実をお願いするものであります。

それから、税についてであります。先般の説明では、特に国保税の収納率が5ポイント程度落ちているとの報告でありましたが、その原因についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 御質問にお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、社会保険が切れた方等が入られている場合が多いでございます。やめられる原因が非自発的、解雇されたことにつきましては、どうも多いように感じていたんですけども、実際は昨年と同数、18名前後になっておりました。同じ時期で。ただ、やはり会社を辞めて社会保険がなくなって、国民健康保険税を払わなきゃいけなくなりましたが、仕事もされていないので実際お金がないという状況になっている方たちの滞納が多いのではないかと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 5ポイント落ちるといのは大変なことだと思います。ぜひ納付に至っていない方の原因をよく調査して、生活が保障されるように、適切な対応をお願いしたいと思います。

特に、国保税は前年の所得に対して課税されるため、失業や収入激減した場合に非常に厳しい状況になることが予想されます。非自発的失業に対しては減免制度が昨年同様ということとなっておりますが、例えばまだ納付に至っていない方に、例えば督促状等の郵送なりがあると思うんですが、ここで最終、今月が今年度最終なんですが、そういった軽減制度や相談、猶予制度の周知というものを前面に押し出して通知をします。それから、国の今年度中、できるだけ国の財源で対応できるような努力をしていただきたいと思います。その辺の具体化はいかがでしょう

か。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） 御質問にお答えいたします。

制度につきましては、減免等があるということをお知らせするには、なかなか制度を理解してもらえないところが多いございますので、とにかく税務課のほうに御相談をいただくように、催告書等には、「納税につきまして相談をしてください」という文字を大きくして載せたいと思っております。個別に御対応いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） また今年度中は、この3月中の対応というのは非常に大きなものになってくると思います。また、来年度における課税の際も、軽減や納税相談などの周知を全ての被保険者の方に分かりやすくお伝えいただきたいと思いますが、その辺は町長の御見解はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘の点も踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それから、また医療機関、高齢者、障害者関係施設等への支援金がこのたびの補正予算で可決されました。今後も現場の状況をよくつかんで、多く努力なさっている関係機関に必要な支援や物資が届くよう、お願いいたします。

特に、高齢者関係施設にあっては、医療控えによる運営の悪化もお聞きしているところです。高齢者の皆さんに必要なサービスを継続する上でも、町内事業者の皆さんに対する必要な支援と把握をお願いするものです。

それから、商品券のクーポン制度については、先日の説明で換金率が95%と。ただ、うち大型店舗での使用率が86%との報告がありました。これについて、この使用結果についての課題と対策、つまり、消費者や事業者等もっと広く流通するような仕組みづくりについての御検討はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平山議員の御質問にお答えいたします。

プレミアム付きクーポン券の、主に使用先についての御質問だと思います。

先ほど議員から御指摘がありましたとおり、プレミアム付きクーポン券の換金実績による使用先は、町内に7店舗あります大型店で使われたものが86%でございました。

それとは逆に、商工会が発行しているプレミアム付き商品券のほうは、同じく大型店での使用

が14%でございます。ちょうど真逆になっているような状態でございますけれども、使用に関してはプレミアム付きクーポン券に関しましては、自分たちの使いやすいところで使っていた、ふだんお買い物をされるところで使っていたというところがあると思います。金額にしましても、お一人5,000円のプレミアムでありまして、さらに5,000円使おうと思ったら自分で5,000円以上を負担していただく必要がございます。それに対して、商品券に関しましては、1人10万円まで購入ができ、家族が5人であれば50万円というまとまった買い物ができるということでございます。

これは車両、燃料等での使用が商品券のほうは高うございますが、そういった大きな買い物がある程度計画的に、そういった狙ったお店でしていただけるという分があると思います。それに対して、改善の策があるかということですが、今回に限りましては、全く同じ制度で実施をしますので、使用先については同じような結果になってしまうのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 事業者とも、より広く流通するような仕組みづくりを今後運用の中で御検討いただきたいと思っております。

3つ目です。生活保護行政についてです。

昨年来、コロナ禍における生活支援を国会で議論する中でも、生活保護制度の在り方が多く論議されたところでございます。町村において生活保護制度の実施機関が県であることは承知しておりますが、当町において、生活保護制度の住民への積極的な周知、活用などの対策はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 生活保護制度についての御質問でございます。

生活保護の実施主体は、議員のほうから御紹介がありましたように、都道府県及び市の福祉事務所となっております。このため、大刀洗町では、住民の皆様から生活保護の相談があった際には相談者の生活状況や困り事等を十分に聞き取り、速やかに北築後保健福祉環境事務所の保護課に申達をしております。

また、福祉課の地域包括支援センターをはじめ、こども課、税務課、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など関係機関が連携しながら、生活困窮者を把握し、必要に応じて生活保護制度について説明をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今年度の国会論戦で、政府は、生活保護制度の積極的な活用をとの

方針を打ち出しました。厚労省のホームページでも、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものですので、ためらわずに自治体まで御相談ください」というふうに書いてあります。

ところが、全国的には受給者が減り続けています。生活保護の申請で一番問題となっていたのが扶養照会であります。生活保護申請で親族に問い合わせる扶養照会をやめるように党として要求しました。これに対して、厚生労働大臣が、「扶養照会は義務ではない」と明言しまして、扶養照会はやめるべきだということでこちらが強く求めたところでございます。

生活保護申請をためらう最大の理由は、こうした扶養照会にあつて、親族に知られたくないということで、ためらうケースが非常に多いということになっています。

福岡県議会においても、明日、党議員が、生活保護行政について質問する予定でありまして、県においても政府の方針を踏まえた生活保護行政の改善に向けての答弁が行われるものと期待をしております。

ここで申し上げたいのは、当町においても、担当の職員のみならず町の全職員が生活保護制度について正確な知識を持ち、生活保護が国民の権利であり、憲法25条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する具体的な制度であるということを再度徹底されたいということです。

日本はとりわけこの生活保護制度を抑制する動きが顕著でありまして、扶養照会ですとか、ごく一部の不正受給を制度の問題にすり替えることによって恥の文化を醸成して、制度利用の抑制を図ってきた面が否めません。

今回、コロナ禍や消費税増税の中で、政府においても積極的な活用が注視された中で、当町においても、具体的に全職員への周知、そして制度の住民への周知を積極的に、具体的に図っていただきたいけど、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田福祉課長。

○福祉課長（平田 栄一） まず、生活保護制度につきましても職員への、全職員が理解周知することでございますけれども、現状といたしましては、担当課、担当係の者がよく理解しているものだけだというふうに思っていて、また経験した者だけしかちょっとわからないのではなかろうかというふうに思っております。

ですので、何らかの形で別の部署の職員がそういうことについて分かった段階ですぐに担当課の窓口で周知していただくことによって、できるだけ生活保護制度の利用をしていただくように進めていくのではなかろうかというふうに思っております。

また、住民への周知でございますけれども、現状としまして、町のホームページや広報誌におきましての生活保護制度についての周知についてはちょっと行っていないような状況でございます。県のほうから何らかの住民に対する周知等がございましたならば、そのチラシ等を窓口等に

設置するなりして、周知をしていくことになるかというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず、おっしゃったように、庁舎内のできるごととして、窓口における分かりやすいパンフレットの掲示やホームページでの周知、あるいは生活、納税相談等における郵送による案内の中での紹介、あるいは各課連携の中での積極的な紹介というものが考えられると思います。

申し上げたように、大きく生活保護行政については変化しつつあります。明日の県議会の答弁も注視しながら、町でこの生活保護に対する認識をぜひ正しく持っていただきたいと思います。

また、町長におかれては、実施機関である県に対しても、適切な運用を行うように、物をぜひ言っていたきたいと思います。

大きな3つ目でございます。昨年まで4年連続となる水害が発生して、多くの対策が講じられたところであります。大堰校区でも重点要望書を提出しましたところ、町長より御回答いただきました。感謝申し上げます。

この中でも、来年度に向けて個別具体に取り組んでいく旨の御回答をいただいております。

そこで、（1）ですが、新年度4月から多雨期に向けての具体的な取組はいかがでしょうか。

特に、今防災専門官がお二人配置していただいていることは大変心強いことです。ぜひ災害が多発する地域に入っただき、備えや御指導、または一緒に議論で必要な手だてを取っていただく先頭に立っていただきたいと願うものですが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の災害対策について答弁をいたします。

多雨期に向けての取組や防災専門官の活動についての質問でございます。大刀洗町では、4年連続の災害となっております。特に、昨年7月豪雨では、筑後川上流の熊本県や大分県で多量の降雨があったこともあり、片ノ瀬観測所で過去最高の10メートル52の水位を観測するなど、筑後川本川の水位が非常に高く、しかも長時間水位が高い状態が続いたことから、本川に流入する支川が流入できないバックウォーター現象により内水氾濫となり、建物や農地等に浸水被害が発生したところでございます。

このため、ハード面では流域治水を推進する観点から、新たに町内7か所の防災重点ため池のしゅんせつに向けた土量調査や防災倉庫の整備、避難所機能を強化した中央公民館の実施設計等に取り組むとともに、引き続き各種期成会などを通じて国・県に対し河川改修等を要望していくほか、筑後川の水位の上昇を少しでも抑えられるよう、筑後川のしゅんせつや国・県が管理するダムの事前放流の実施など、洪水調整機能を積極的に運用するよう、国や県に要望してまいりま

す。

また、ソフト面では、災害時に迅速かつ確実に住民の皆様に必要な情報を届けることが何よりも重要であると考えており、議会の建設経済委員会からの災害時の避難支援の拡充強化についての提言書や、区長会からの防災無線屋外拡声器の整備に係る要望書を踏まえ、新たにテレビのdボタンによる情報伝達や避難発令時のサイレン吹鳴、防災行政無線の整備に向けた実施設計に取り組みとともに、引き続き防災ラジオの普及や防災メールまもるくんへの登録を推進してまいります。

また、本町の強靱化の指針として、新たに国土強靱化地域計画の策定と地域防災計画の改訂に取り組みとともに、消防団と役場職員の合同水防訓練や住民と防災機関が連携した小郡大刀洗地域防災訓練を実施するほか、自主防災組織の訓練支援やワークショップの開催などを通じて住民の皆様の防災意識の向上に努めてまいります。

防災専門官の活動につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、防災専門官の活動について御説明いたします。

令和3年度の防災専門官の活動ですけれども、大きく5つの活動を予定しております。

まず、1点目です。住民に対する防災啓発として各校区の自主防災組織が実施する防災訓練や防火訓練を支援し、また、町内の各種団体、例えば女性の会とか公民館講座、老人クラブなどに対する防災講話を実施して、災害に対する自助・共助の意識高揚や住民の方々が災害に備え、災害から身を守るための行動ができるような地域防災力の向上を図ります。

次に、2点目です。大刀洗町地域防災計画の整備で、国及び県の防災計画の改正や水防法の改正に伴う大刀洗町地域防災計画の修整作業の実施です。

内容としては、浸水想定地域に立地する要配慮者利用施設の整備などを行います。また、要配慮者利用施設である福祉施設や学校、保育園等の避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援して、要配慮者施設の災害対応力の向上を図ります。

3点目です。消防団の訓練支援として、令和3年度の新編成に対する基礎訓練や実践的な訓練を支援し、消防団の各種災害時における知識や技術の向上をサポートします。

4点目です。大刀洗町と小郡市が合同で実施する地域防災訓練が2年に1回実施をしております。来年度が実施予定となっております。早期から消防や自衛隊、警察などの関係機関との連絡調整を図りながら、地域住民主導型の防災訓練を実施します。

最後に5点目です。災害時における各種マニュアルの見直しを行い、最新のものとして災害に対し、より迅速かつ的確に行動ができるように逐次更新していきます。具体的には、来年度当初避難情報ガイドラインの改訂が予定されており、警戒レベル3避難準備高齢者避難は、変更後は

警戒レベル3高齢者避難となり、警戒レベル4の避難勧告や警戒レベル4避難指示は、避難勧告がなくなり、警戒レベル4は避難指示のみに変更される予定となっております。

以上、5項目を主体として、町の防災力向上のために活動を予定するようしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 昨年度の当初予算の審議の中で、防災専門官を1名増員するということで、具体的にどういう活動をなさるかというのが多くの議員から質問が出ましたが、その昨年の際は、ほとんど具体的な活動など、災害地の対応、動きについては答弁があったんだけど、具体的な活動についてはほとんど答弁がいただけなかったということで、他の議員からも指摘があったところであります。

今回、5点ということで、詳細な活動計画が示されたということは大変いいことだと思います。今後も校区の連携とかそういう経験の集約等に、私も校区の役員をやっておりますので、いろいろな人が集まる事前の手だてということでお声をかけさせていただくことがあると思いますので、よろしくをお願いします。

それから、備品とか購入品の把握についてもぜひ進めていただきたいと思います。実は、買った放しとか配り放しで、物品の状況や有効期限が把握できていないケースがあります。この際、多雨期に向けて備品等の再チェックや災害発生時の備品の弾力的な融通、活用等もぜひ調整していただきたいと思います。

また、国の予算を見ても、緊急防災・減災事業債は体育館のエアコン整備等にも使えるということであり、昨年、エアコンのない体育館も避難所として開設していましたが、こうしたエアコンの設置等も必要な補助を得て進めるべきと考えます。それから、答弁もありました緊急しゅんせつ推進事業については引き続き推進をお願いしたいと思います。

今、校区センターについては、合同の会議の実施などで各校区の経験や課題の共有も必要と考えておりますので、よろしくをお願いします。

では、次4点目です。当町においては、人口増や社会構造の変化、保育制度の変化などに伴って子供の保育を希望する方が増え、先月の報告によりますと、申込み時点で約40名の方の待機児童が発生する見込みと聞いております。いろいろ御努力なさっていることと思いますが、大きな数字だと思います。

今回、定員60名の認可保育所を公募するとの事業説明もありました。保育を実施する中で、当町における保育要請について、近年の経過と課題についてお考えをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 御質問にお答えします。



近年の経緯と課題ということでございます。近年の経緯として、児童人口の微増及び保育所入所の申込者の増加によりまして保育所への入所児童数が増加いたしまして、御指摘のとおり待機児童も発生しているところでございます。

課題は、平成27年10月時点の調査から発生している待機児童が一向に解消しないというところでございます。その要因としては、保育所の施設整備などによる定員増を上回っての申込み者数が増加していることと、もう一方においては保育士の確保が非常に難しいということがございます。

待機児童対策といたしましては、保育所の施設整備による定員の増加や、利用定員の弾力運用による受入れ児童数の増加だけではなく、保育士などの人材確保のために保育所へ補助金の支給も行っているところでございます。

また、先ほどおっしゃいましたように、来年度の新規事業として、認可保育所新設の公募と潜在保育士の就労支援事業の実施を予定しているところでありまして、引き続き待機児童対策について努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問がありますか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今後の見通しにつきまして、保育計画を見ておきますと、ここ5年間ほぼ必要数が横ばいではないかというふうに私はお見受けしたんですが、今後の5年後、10年後の必要数ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 児童数は微増という形で申し上げましたが、去年と今年を比べましても保育所へ入所する児童数はさほど変わっていないような状況ですが、やはり保育所入所の低年齢化というのが進んでおりまして、去年よりも50名ほど、4月1日時点での申込者が増えていいる。そういった形で、待機児童数の解消に至っていないというふうに感じております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、今回大刀洗については、もともと町立の保育所は2園あったわけですが、平成20年に前町長の方針のもとで廃止が可決され、平成21年に民営化をされました。この頃というのは、小泉構造改革という名のもとに、地方自治体に対する異常な財政攻撃が行われ、その中で公立保育園というものが攻撃対象になったと。この中で、残念ながら民間、全て民営化されたというわけであります。

しかし、このような時期にあっても、他の自治体では公立保育園は縮小するものの、1園または複数の園を公立として存続し、市の保育責任を担うナショナルセンターとしているところや、

保育希望者の増により公立保育所が定員増を図る自治体、あるいは民営化を進めたところでも、住民と長期にわたり話し合い、課題を共有し、保育士の処遇や定数問題を数年にわたり突き詰めて、数年がかりで民営化を行った自治体もあります。

大刀洗の場合、残念ながら最初から民営化ありきといたしますか、十分な議論もなく、財政上の問題でいきなり民営化が強行されたのではないのでしょうか。

今、コロナ、災害保育など、噴出している問題の全てに帰する問題は、規制緩和、臣従主義という問題であります。国民には自己責任や自助を押しつけ、御本人たちは国民の財産を分割民営化などで大もうけする。規制緩和で公的サービスを切り捨てて、民営化で、利益優先で医療・介護などのサービスを切り捨てる。

具体的には、例えば保健所の削減だったり国公立病院の廃止であったり、病床数の削減であったり、公立保育所の廃止であったりしました。そうして弱体化した社会にコロナが乗り込んできたと。これまでの路線が正しかったのか、コロナ危機を乗り越えるためどうしたらいいのかが全国的に問われていると思います。

コロナや災害の拡大を踏まえて、政治の方向性を改めて問い直す時期だと思えます。当局におかれても、近年の経過をよく分析の上、短期・長期双方の視点に立った対応をとられるよう強く申し上げて、質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

---

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時 40 分

---